

保証月報



Guarantee Information

◇平成26年度 組織体制のご案内

◇050ダイヤルイン番号表変更のご案内

◇お知らせ —愛媛県中小企業振興資金融資制度保証要綱の一部改正について—
—信用保証協会団体信用生命保険制度(保証協会団信)の取扱い変更について—
—東日本大震災にかかる激甚災害保証の適用期限延長について—
—電話(FAX)番号の変更について(新居浜支所 管理課)—

Column

愛媛巨人列伝⑬ 秋山真之(日露戦争の名参謀)

鳴門海峡・関門海峡と並ぶ日本三大急潮流の一つです。来島海峡大橋は、日本経済新聞のおすすめサイクリングコース(平成22年)で全国1位に選ばれました。現在、「瀬戸内しまのわ2014」開催中。

C O N T E N T S

Guarantee Information

- ◇平成26年度 組織体制のご案内 1
- ◇050ダイヤルイン番号表変更のご案内 2
- ◇お知らせ 3
 - 愛媛県中小企業振興資金融資制度保証要綱の一部改正について—
 - 信用保証協会団体信用生命保険制度(保証協会団信)の取扱い変更について—
 - 東日本大震災にかかる激甚災害保証の適用期限延長について—
 - 電話(FAX)番号の変更について(新居浜支所 管理課)—

保証状況

- ◇今月の保証概況(平成26年3月) 5
- ◇本・支所別保証状況 8
- ◇金融機関別保証状況 8
- ◇業種別保証状況 9
- ◇金額別・期間別・用途別保証状況 10
- ◇市町制度保証状況 11
- ◇ランキングベスト10 12
- ◇金融機関店舗別保証状況 13

融資保証制度一覧

- ◇融資保証制度一覧 20
- ◇信用保証料率表 28

『保証協会団信』お知らせ

- ◇今月の保証協会団信実績 30

Column 愛媛巨人列伝⑬ 秋山真之(日露戦争の名参謀)

当協会ホームページのご案内

愛媛県信用

検索

クリック

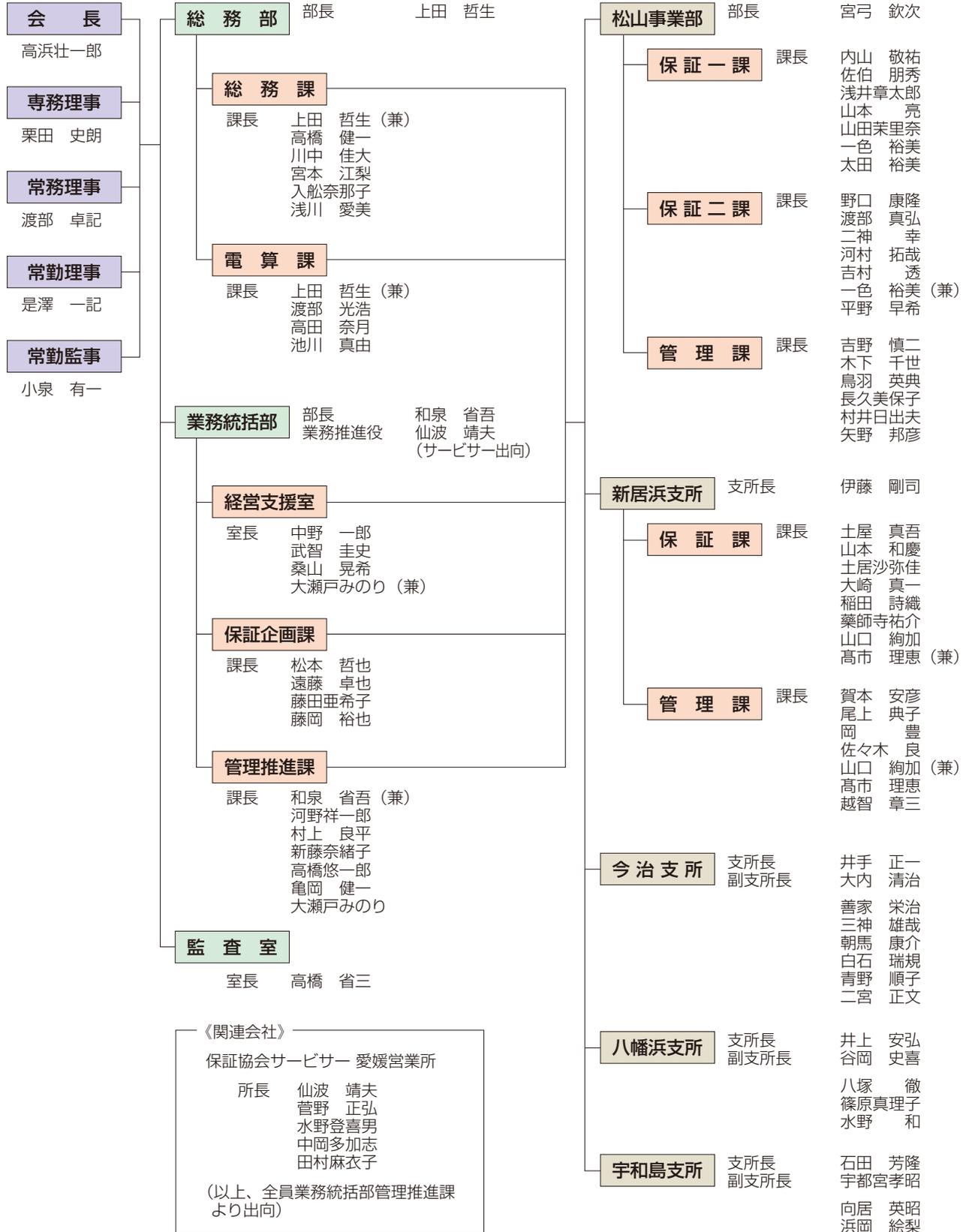
<http://www.ehime-cgc.or.jp/>

お知らせ(更新・新着情報)

2014年 4月 8日 保証の概況 平成26年3月を掲載しました。

平成 26 年 4 月 1 日の人事異動により、以下の組織体制となりましたのでお知らせいたします。

愛媛県信用保証協会 組織図 (平成 26 年 4 月 1 日)



050ダイヤルイン番号表変更のご案内

◇当協会では「050ダイヤルイン」を導入しております。

このたびの人事異動により変更になりましたので、お知らせいたします。

◇松山事業所・各支所へはひとりひとりに直接つながりますのでご利用ください。

※担当者が話し中または離席の場合は、他の職員が対応いたします。

本 部	TEL 089(931)2111 (代)	新 居 浜 支 所	保証課 管理課	TEL 0897(33)8282 TEL 0897(33)8292
総務部		支所長 伊藤 剛司		050 - 3803 - 2012
総務課	089 - 931 - 2111	保証課		
(050ダイヤルイン)	050 - 3803 - 1965	課長 土屋 真吾		050 - 3803 - 2013
電算課	089 - 931 - 2115	山本 和慶		050 - 3803 - 2015
(050ダイヤルイン)	050 - 3803 - 1968	土居沙弥佳		050 - 3803 - 2017
業務統括部		大崎 真一		050 - 3803 - 2022
経営支援室	089 - 931 - 2116	稲田 詩織		050 - 3803 - 2018
(050ダイヤルイン)	050 - 3803 - 1971	薬師寺祐介		050 - 3803 - 2016
保証企画課	089 - 931 - 2114	山口 絢加		050 - 3803 - 2020
(050ダイヤルイン)	050 - 3803 - 1967			
管理推進課	089 - 931 - 2117	管 理 課		
	050 - 3803 - 1972	課長 賀本 安彦		050 - 3803 - 2021
監 査 室		尾上 典子		050 - 3803 - 2014
	089 - 931 - 2180	岡 豊		050 - 3803 - 2023
		佐々木 良		050 - 3803 - 2025
		高市 理恵		050 - 3803 - 2024
		越智 章三		050 - 3803 - 2011
松山事業部	TEL 089(931)2118	今 治 支 所		TEL 0898(23)0170
部長 宮弓 欽次	050 - 3803 - 1977	支所長 井手 正一		050 - 3803 - 1951
保証一課		副支所長 大内 清治		050 - 3803 - 1952
課長 内山 敬祐	050 - 3803 - 1993	善家 栄治		050 - 3803 - 1955
佐伯 朋秀	050 - 3803 - 1984	三神 雄哉		050 - 3803 - 1954
浅井章太郎	050 - 3803 - 1979	朝馬 康介		050 - 3803 - 1953
山本 亮	050 - 3803 - 1985	白石 瑞規		050 - 3803 - 1956
山田菜里奈	050 - 3803 - 1995	青野 順子		050 - 3803 - 1963
一色 裕美	050 - 3803 - 2001	二宮 正文		050 - 3803 - 1950
太田 裕美	050 - 3803 - 1992			
保証二課		八 幡 浜 支 所		TEL 0894(22)2003
課長 野口 康隆	050 - 3803 - 1978	支所長 井上 安弘		050 - 3803 - 1958
渡部 真弘	050 - 3803 - 1994	副支所長 谷岡 史喜		050 - 3803 - 1961
二神 幸	050 - 3803 - 2004	八塚 徹		050 - 3803 - 1960
河村 拓哉	050 - 3803 - 1998	篠原真理子		050 - 3803 - 1962
吉村 透	050 - 3803 - 1999	水野 和		050 - 3803 - 1959
平野 早希	050 - 3803 - 1989			
管 理 課		宇 和 島 支 所		TEL 0895(22)6556
課長 吉野 慎二	050 - 3803 - 2006	支所長 石田 芳隆		050 - 3803 - 1944
木下 千世	050 - 3803 - 2007	副支所長 宇都宮孝昭		050 - 3803 - 1945
鳥羽 英典	050 - 3803 - 2003	向居 英昭		050 - 3803 - 1946
長久美保子	050 - 3803 - 2008	浜岡 絵梨		050 - 3803 - 1949
村井日出夫	050 - 3803 - 1988			
矢野 邦彦	050 - 3803 - 2002			

愛媛県中小企業振興資金融資制度保証要綱の一部改正について

【主な改正内容】

1. 「新事業創出支援資金」の拡充

起業・創業を促進して県内経済の活性化を図るため、新事業創出支援資金のうち、外部の専門家のサポートを受けて創業する下記(1)～(3)に該当する者について、特例として、融資利率を1.3%に引き下げし、下記(3)に該当する者は、融資限度額を1,500万円に拡大する。

- (1) 公益財団法人えひめ産業振興財団が実施する平成25年度補正予算創業補助金（創業促進補助金）の交付決定を受けた者
- (2) 公益財団法人えひめ産業振興財団が実施する地域密着型ビジネス創出助成事業（一般枠）の交付決定を受けた者
- (3) 支援創業関連保証を利用する者

また、創業関連資金については、保証対象に分社化を追加する。

2. 緊急経済対策特別支援資金の融資対象要件の強化

緊急経済対策特別支援資金の融資対象要件の比較対象年について、リーマンショック前と比較できるようにしていた緩和措置を廃止して、過去3か年に見直す。

融資対象要件(1)、(2)：「過去6か年」→「過去3か年」

融資対象要件(1)の2：「過去4か年」→「過去3か年」

信用保証協会団体信用生命保険制度（保証協会団信）の取扱い変更について

■被保険者資格の対象拡大等に伴う変更について

1. 主な改正内容

①被保険者資格対象の拡大

被保険者資格対象

【現行】中小企業基本法第2条第1項に定める

「中小企業者」に該当する法人の業務執行について代表権を有する者



【変更後】中小企業基本法第2条第1項または信用保証協会法第20条第4項に定める

「中小企業者」に該当する法人の業務執行について代表権を有する者

現状、中小企業基本法上「中小企業者」と定義されていない法人（組合、医療法人、通常規模要件を超える政令特例業種に属する法人等）については、保証協会団信の加入対象外となっていますが、資格対象の拡大により、信用保証と保証協会団信の加入資格は、個人・法人にかかわらず、すべての業種・組織形態において同一となります。よって、これまで保証協会団信の加入対象外であった医療法人や組合等が対象に加わります。

2. 改訂帳票

①申込関係書類一式（改訂に伴い帳票の色も以下のとおり変更になります。）

	現在	改訂後
申込書兼告知書	朱色	紺色
債務弁済委託契約申込書	黄色	ピンク色

お知らせ

- ②団体信用生命保険制度のご案内 ----- 中小企業者への制度紹介にご利用ください。
- ③保証協会団信のご案内 ----- 中小企業者への制度紹介にご利用ください。
- ④団信申込書チェック用下敷き ----- 申込書類の不備確認のためにご利用ください。

※改訂後帳票は3月末迄に金融機関宛て送付済みです。

3. 改訂（切替）時期

平成26年4月1日（原則として、告知日を基準とする。）

※経過措置として、旧書式は平成26年12月末告知分まで使用可能です。
（平成27年1月1日以降の告知分からは使用不可）

■特約料の引下げについて

「特約料」：被保険者（加入者）が保険事故発生時に金融機関への債務弁済を保証協会連合会に委託するための特約（契約）対価。年払で、申込時に被保険者の指定した口座より自動引き落としされる。

1. 特約料率の変更内容

	現 状	変更後
対万円当たり／月	5.2円	4.9円
（年 率）	(0.624%)	(0.588%)

2. 変更時期

平成26年6月30日振替分より適応（ただし、再請求分を除く）

既にご加入されている方の2年目以降の振替分も引下げの対象です。

特約料振替日について（原則）
・初年度分 → 融資実行月の翌月28日
・2年目以降 → 融資実行応答月の28日

東日本大震災にかかる激甚災害保証の適用期限延長について

「東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令等の一部を改正する政令」が公布・施行され、下記の通り、東日本大震災にかかる激甚災害保証の適用期限が延長されていますので、お知らせします。

本保証制度は、被災区域内に事業所を有し、直接被害を受けた方が対象となる保証制度です。

改正前：平成26年3月31日迄 延長後：平成27年3月31日迄

電話（FAX）番号の変更について（新居浜支所 管理課）

本年4月1日より、新居浜支所 管理課に直通の電話（FAX）を開設しました。

新居浜支所 管理課へご連絡いただく際には、下記直通電話（FAX）にいただくほか、短縮ダイヤルへの登録等、ご協力をお願いいたします。（新居浜支所 保証課の電話（FAX）番号は変更ありません）

新居浜支所 管理課直通 電話：0897-33-8292 FAX：0897-33-8293

保証承諾は前年同月金額比 79% 保証債務残高は 2,083 億円に

実績

(単位：千円)

区分	当月中				当月末			
	件数	金額	対前年同月比 (%)		件数	金額	対前年同月比 (%)	
			件数	金額			件数	金額
保証申込	791	11,046,510	72.70	72.26	7,446	92,571,446	95.69	98.07
保証承諾	860	12,152,500	78.47	78.82	7,275	90,346,043	96.54	98.97
保証債務残高	—	—	—	—	24,635	208,255,083	98.32	95.24
代位弁済	52	561,882	91.23	95.50	413	3,507,924	79.27	69.15

保証

平成26年3月の保証承諾は、件数860件（前年同月比78.5%）、金額12,153百万円（同78.8%）と、件数・金額ともに前年実績を下回った。

また、3月末での保証承諾（累計）は、件数7,275件（前年同月比96.5%）、金額90,346百万円（同99.0%）と、件数・金額ともに前年実績を下回っている。

平成26年3月末での保証債務残高は、件数24,635件（前年同月比98.3%）、金額208,255百万円（同95.2%）と、件数・金額ともに前年実績を下回っている。

◆ 金融機関群別

金融機関群別保証承諾額における構成比は、第二地銀55.8%、地銀40.1%、信用金庫3.0%となった。対前年同月金額比は、都銀（122.8%）は前年実績を上回り、第二地銀（89.4%）、地銀（68.1%）は前年実績を下回った。

◆ 業種別

業種別保証承諾額における構成比は、製造業22.4%、卸売業21.4%、建設業16.6%、サービス業14.5%、小売業14.1%と続いた。

対前年同月金額比は、鉱業・土石採取業（240.0%）、小売業（111.3%）、不動産業（98.5%）、卸売業（89.8%）と続いた。

◆ 保証制度別（※別枠保証には、県・市町制度の特例併用分を含む）

制度別保証承諾額における構成比は、一般保証48.1%、別枠保証25.7%、県単制度18.4%、市町制度7.8%と続いた。

なお、協会商品構成比は、中小企業金融円滑化保証（スムーズ8000）33.0%、優良ランク保証3.0%、小口連携保証0.1%となった。

対前年同月金額比は、一般保証（128.6%）は前年実績を上回り、県単制度（86.9%）、市町制度（72.9%）、別枠保証（44.6%）は前年実績を下回った。

◆ 金額別

金額別保証承諾額における構成比は、1,000万円超3,000万円以下27.9%、1,000万円以下22.0%、3,000万円超5,000万円以下20.9%、5,000万円超8,000万円以下18.8%と続いた。

また、1件あたりの平均保証金額は1,413万円（前年同月比100.5%）であった。

◆ 期間別

期間別保証承諾額における構成比は、1年以下33.2%、4年超5年以下20.2%、7年超10年以下19.3%、5年超7年以下14.7%と続いた。

また、1件あたりの平均保証期間は56カ月（前年同月比93.5%）であった。

◆ 使途別

使途別保証承諾額における構成比は、運転資金が93.1%を占め、次いで設備資金4.0%、運転・設備資金2.9%となった。

事 故

平成26年3月の事故報告受付は、件数33件（前年同月比71.7%）、金額329百万円（同74.9%）と、件数・金額ともに前年実績を下回った。

また、3月末での事故報告残高は、件数175件（前年同月比63.6%）、金額954百万円（同50.0%）と、件数・金額ともに前年実績を下回った。

平成26年3月の事故受付内容別構成比は、分割返済不履行47.2%、債務整理委任25.6%、第1回不渡18.6%と続いた。

（単位：千円）

当 月 中				当 月 末			
事故報告受付		前年同月比 (%)		事故報告残		前年同月比 (%)	
件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
33	329,219	71.74	74.88	175	953,545	63.64	50.01

代位弁済

平成26年3月の代位弁済は、件数52件（前年同月比91.2%）、金額562百万円（同95.5%）と、件数・金額ともに前年実績を下回った。

また、3月末での代位弁済（累計）は、件数413件（前年同月比79.3%）、金額3,508百万円（同69.2%）と、件数・金額ともに前年実績を下回った。

◆ 原因別

平成26年3月の原因別代位弁済額における構成比は、経営放漫42.8%、商況不振33.9%、競争激化等21.2%と続いた。

3月末の原因別代位弁済額（累計）における構成比は、商況不振77.7%、競争激化等9.9%、経営放漫6.9%と続いた。

対前年同月末金額比は、経営放漫（3,262.0%）、取引先倒産（611.0%）、回収困難（252.2%）であった。

◆ 業種別

平成26年3月の業種別代位弁済額における構成比は、製造業31.1%、卸売業25.3%、小売業21.7%、建設業8.8%と続いた。

3月末の業種別代位弁済額（累計）における構成比は、製造業25.1%、建設業21.7%、卸売業16.2%、小売業15.9%と続いた。

対前年同月末金額比は、印刷・出版業（18,517.6%）、製造業（89.8%）、小売業（72.6%）となった。

回 収

平成26年3月の回収は110百万円、うちサービス回収分は57百万円（構成比51.8%）となった。

また、3月末の回収（累計）のうち不定期回収が357百万円（33.5%）、定期回収が282百万円（同26.5%）、任意処分が241百万円（同22.6%）となっている。

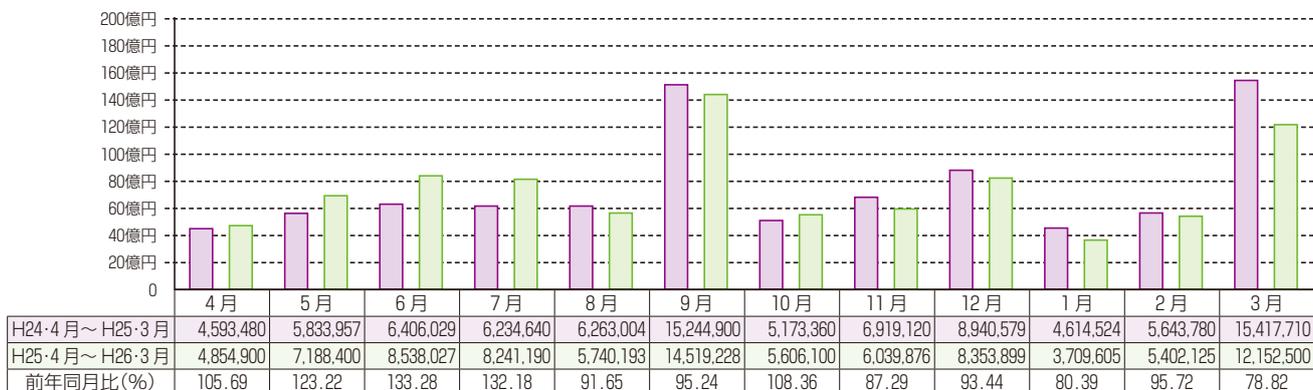
（単位：千円）

区 分	当月中	構成比 (%)	当月末	構成比 (%)
	金 額		金 額	
回 収	109,866	—	1,066,196	—
うちサービス回収	56,924	51.81	406,697	38.14

推移グラフ

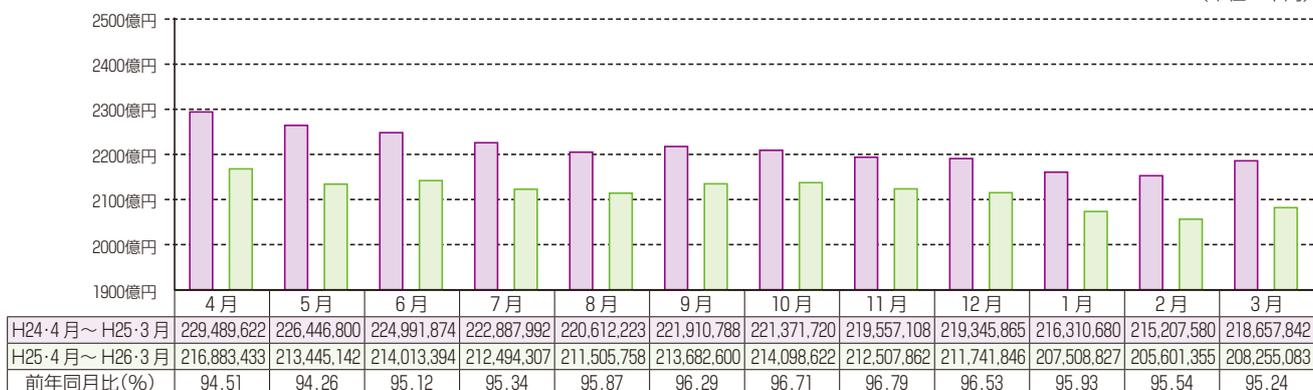
◆ 保証承諾

(単位：千円)



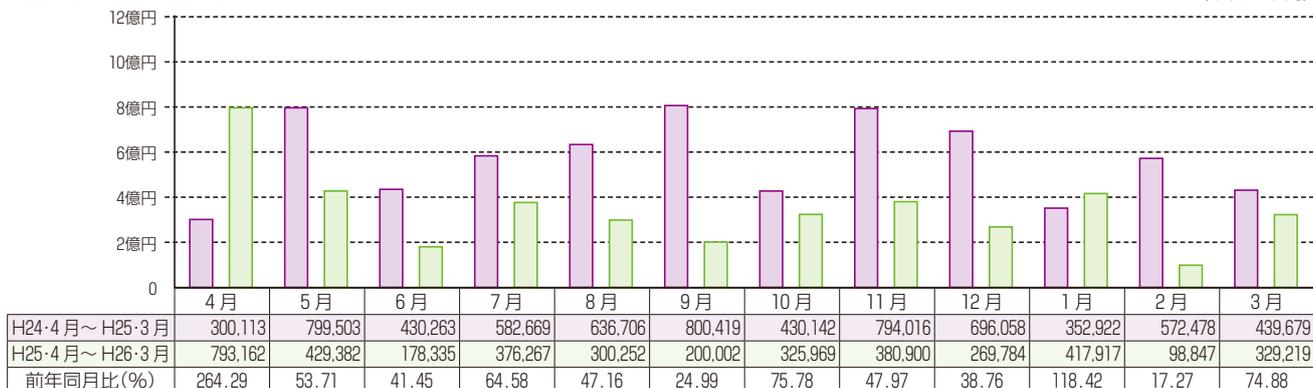
◆ 債務残高

(単位：千円)



◆ 事故報告受付

(単位：千円)



◆ 代位弁済

(単位：千円)



本・支所別・金融機関別保証状況

本・支所別保証状況 (平成26年3月分)

(単位：千円)

区分	保証承諾						保証債務残高			代位弁済					
	当月中			当月末			当月末			当月中			当月末		
	件数	金額	前年比(%)	件数	金額	前年比(%)	件数	金額	前年比(%)	件数	金額	前年比(%)	件数	金額	前年比(%)
本所	456	6,470,660	83.66	3,453	42,586,026	100.44	11,054	90,872,433	95.42	19	62,405	18.28	173	1,232,233	46.55
新居浜	171	1,895,400	68.99	1,638	18,599,176	94.05	5,775	50,858,930	94.62	12	240,509	184.66	94	1,069,826	94.50
今治	122	2,172,950	73.44	1,122	16,006,990	96.61	3,747	34,793,674	96.26	18	252,371	736.37	83	721,466	119.92
八幡浜	55	757,000	61.81	535	7,221,120	102.89	2,032	17,727,672	92.94	0	0	0.00	34	335,684	68.60
宇和島	56	856,490	113.93	527	5,932,731	107.45	2,027	14,002,373	96.91	3	6,598	379.08	29	148,714	73.27
合計	860	12,152,500	78.82	7,275	90,346,043	98.97	24,635	208,255,083	95.24	52	561,882	95.50	413	3,507,924	69.15

金融機関別保証状況 (平成26年3月分)

(単位：千円)

	保証承諾						保証債務残高			代位弁済					
	当月中			当月末			当月末			当月中			当月末		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
銀行	伊予	281	4,200,950	2,740	41,041,846	45.43	10,521	103,725,674	49.81	16	167,806	155	1,429,371	40.75	
	四国	7	224,000	76	1,110,900	1.23	305	3,192,836	1.53	0	0	4	19,634	0.56	
	百十四	16	104,000	109	1,323,000	1.46	389	3,859,781	1.85	2	77,501	7	155,598	4.44	
	阿波	0	0	17	225,705	0.25	74	712,695	0.34	0	0	0	0	0.00	
	広島	23	333,500	326	4,449,500	4.92	697	8,606,726	4.13	4	45,079	8	61,250	1.75	
	中国	0	0	11	198,700	0.22	61	880,692	0.42	2	41,604	4	57,510	1.64	
	山口	2	14,000	14	150,000	0.17	61	1,141,083	0.55	1	14,767	1	14,767	0.42	
	西日本	0	0	0	0	0.00	3	25,458	0.01	0	0	0	0	0.00	
	みずほ	4	53,000	7	133,000	0.15	20	432,506	0.21	0	0	0	0	0.00	
	りそな	0	0	1	50,000	0.06	1	50,000	0.02	0	0	0	0	0.00	
	三井住友	0	0	0	0	0.00	24	256,213	0.12	0	0	0	0	0.00	
	三菱東京	2	60,000	3	90,000	0.10	17	256,838	0.12	1	16,372	1	16,372	0.47	
	三井住友信託	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00	
	あおぞら	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00	
	愛媛	407	6,304,590	2,394	30,401,212	33.65	6,408	53,092,160	25.49	13	82,255	111	956,762	27.27	
	香川	23	417,000	183	2,362,950	2.62	877	8,139,395	3.91	3	21,541	22	242,413	6.91	
	高知	4	18,000	52	415,950	0.46	269	1,718,587	0.83	1	39,148	1	39,148	1.12	
	徳島	3	44,000	42	603,000	0.67	142	1,172,928	0.56	1	3,006	3	15,320	0.44	
	もみじ	0	0	1	400	0.00	1	345	0.00	0	0	0	0	0.00	
	小計	772	11,773,040	5,976	82,556,163	91.38	19,870	187,263,917	89.92	44	509,077	317	3,008,145	85.75	
信用金庫	愛媛	51	235,260	905	5,511,190	6.10	3,358	14,656,578	7.04	7	49,642	78	387,893	11.06	
	川之江	3	13,500	47	423,000	0.47	183	1,166,054	0.56	0	0	5	57,935	1.65	
	東予	12	48,500	140	609,800	0.67	413	1,673,124	0.80	0	0	6	29,349	0.84	
	宇和島	19	66,200	182	890,778	0.99	737	2,608,126	1.25	1	3,163	6	17,574	0.50	
	信金中金	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00	
小計	85	363,460	1,274	7,434,768	8.23	4,691	20,103,882	9.65	8	52,804	95	492,751	14.05		
朝銀西	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00		
県信連	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00		
単一農協	0	0	0	0	0.00	8	13,817	0.01	0	0	1	7,028	0.20		
県信漁連	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00		
農林中金	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00		
商工中金	3	16,000	25	355,112	0.39	66	873,466	0.42	0	0	0	0	0.00		
損保・生保	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00		
労働金庫	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00		
その他	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00		
小計	3	16,000	25	355,112	0.39	74	887,283	0.43	0	0	1	7,028	0.20		
合計	860	12,152,500	7,275	90,346,043	100.00	24,635	208,255,083	100.00	52	561,882	413	3,507,924	100.00		

業種別保証状況 (平成26年3月分)

(単位：千円)

区分	保証承諾					保証債務残高			代位弁済				
	当月中		当月末			当月末			当月中		当月末		
	件数	金額	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	件数	金額	構成比
製造業	152	2,722,550	1,226	19,461,320	21.54	4,344	47,733,850	22.92	9	174,576	84	880,752	25.11
食料品工業	20	645,000	183	3,345,970	3.70	629	7,515,698	3.61	9	174,576	18	306,542	8.74
繊維品工業	17	555,000	151	3,270,400	3.62	539	7,222,260	3.47	0	0	13	65,428	1.87
木材・木製品工業	7	79,000	43	741,500	0.82	183	2,390,366	1.15	0	0	5	48,051	1.37
家具・建具工業	4	100,500	30	273,750	0.30	110	644,800	0.31	0	0	3	7,676	0.22
紙工業	9	176,500	74	1,418,000	1.57	273	4,165,055	2.00	0	0	4	54,783	1.56
製版・製本業	1	1,000	4	21,000	0.02	19	136,973	0.07	0	0	4	133,935	3.82
化学工業	2	85,000	8	395,000	0.44	29	692,056	0.33	0	0	6	85,846	2.45
石油石炭製品工業	0	0	0	0	0.00	2	3,985	0.00	0	0	0	0	0.00
ゴム・プラスチック工業	1	10,000	21	377,850	0.42	92	967,816	0.46	0	0	1	5,522	0.16
ゴム製品製造業	1	50,000	3	98,000	0.11	5	110,420	0.05	0	0	0	0	0.00
皮革工業	0	0	0	0	0.00	2	4,655	0.00	0	0	0	0	0.00
窯業	11	105,000	38	515,100	0.57	156	1,879,327	0.90	0	0	2	9,439	0.27
機械工業	22	348,100	168	3,107,800	3.44	566	7,444,994	3.57	0	0	7	45,696	1.30
電気機器工業	7	129,000	48	1,045,400	1.16	129	2,061,878	0.99	0	0	0	0	0.00
車輛工業	0	0	4	43,000	0.05	13	175,771	0.08	0	0	0	0	0.00
船舶工業	2	2,000	35	1,016,000	1.12	158	2,170,372	1.04	0	0	3	26,059	0.74
金属工業	19	145,000	138	1,985,800	2.20	461	4,991,851	2.40	0	0	9	42,021	1.20
ソフトウェア業	5	56,500	46	339,400	0.38	158	1,124,780	0.54	0	0	0	0	0.00
情報処理サービス業	0	0	1	10,000	0.01	5	33,465	0.02	0	0	1	1,759	0.05
農林漁業	0	0	1	30,000	0.03	5	31,761	0.02	0	0	0	0	0.00
その他の工業	24	234,950	230	1,427,350	1.58	810	3,965,566	1.90	0	0	8	47,994	1.37
鉱業	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
土石採取業	2	48,000	10	177,500	0.20	41	487,808	0.23	0	0	0	0	0.00
木材伐出業	0	0	1	1,500	0.00	4	7,109	0.00	0	0	0	0	0.00
建設業	194	2,010,750	1,795	19,754,165	21.87	5,805	45,928,839	22.05	6	49,422	90	762,559	21.74
卸売業	129	2,598,300	860	14,926,375	16.52	2,778	30,488,572	14.64	10	142,225	57	569,279	16.23
小売業	140	1,717,500	1,095	10,999,890	12.18	3,824	25,737,556	12.36	12	121,992	79	557,070	15.88
飲食店	44	274,900	414	2,099,240	2.32	1,504	5,696,584	2.74	5	21,866	28	204,541	5.83
不動産業	16	260,800	171	2,544,070	2.82	647	6,129,013	2.94	1	3,337	7	28,530	0.81
運送業	30	699,000	337	6,651,553	7.36	1,211	15,834,049	7.60	0	0	11	122,031	3.48
貨物運送取扱業	0	0	0	0	0.00	2	4,960	0.00	0	0	0	0	0.00
倉庫業	1	5,000	9	166,000	0.18	28	292,527	0.14	0	0	0	0	0.00
物品預り・駐車場業	1	1,000	4	34,500	0.04	12	51,039	0.02	0	0	0	0	0.00
電気・ガス・熱供給・水道業	2	9,000	25	269,030	0.30	35	490,672	0.24	0	0	0	0	0.00
印刷業	6	29,500	65	675,400	0.75	206	1,795,526	0.86	0	0	6	120,133	3.42
出版業	1	10,000	5	34,500	0.04	26	179,596	0.09	0	0	0	0	0.00
サービス業	140	1,762,700	1,219	12,431,000	13.76	4,035	27,139,354	13.03	9	48,465	51	263,030	7.50
物品賃貸業	2	3,000	29	386,250	0.43	111	940,605	0.45	0	0	6	31,867	0.91
宿泊業	7	321,500	35	904,550	1.00	147	2,383,462	1.14	0	0	9	11,595	0.33
洗濯・理美容・浴場業	16	135,650	151	744,150	0.82	551	1,865,834	0.90	0	0	4	6,479	0.18
その他の生活関連サービス業	5	38,500	27	603,900	0.67	107	1,232,868	0.59	0	0	6	55,363	1.58
旅行業	1	10,000	9	73,500	0.08	38	199,296	0.10	0	0	4	7,972	0.23
映画・娯楽業	2	8,500	17	151,300	0.17	59	433,117	0.21	1	2,283	2	22,988	0.66
広告業	4	82,000	40	359,200	0.40	127	748,852	0.36	0	0	1	3,861	0.11
放送業	1	3,000	2	5,000	0.01	3	5,586	0.00	0	0	0	0	0.00
情報通信サービス業	0	0	9	85,000	0.09	28	112,542	0.05	0	0	1	783	0.02
運輸サービス業	3	29,000	13	167,500	0.19	42	278,251	0.13	0	0	0	0	0.00
職業紹介・労働者派遣業	0	0	7	26,000	0.03	12	37,029	0.02	0	0	0	0	0.00
その他の事業サービス業	8	109,000	107	1,042,500	1.15	361	2,381,282	1.14	2	3,388	7	69,240	1.97
専門サービス業	17	60,000	153	547,100	0.61	615	1,856,230	0.89	1	1,083	3	4,911	0.14
技術サービス業	8	55,800	118	716,780	0.79	174	912,141	0.44	0	0	0	0	0.00
医療・福祉業	59	845,250	380	5,466,470	6.05	946	8,744,584	4.20	0	0	1	2,625	0.07
廃棄物処理業	3	15,000	64	812,100	0.90	270	2,422,039	1.16	4	41,171	5	42,330	1.21
教育・学習支援事業	2	42,500	33	200,200	0.22	127	644,664	0.31	1	540	1	540	0.02
その他のサービス業	2	4,000	25	139,500	0.15	317	1,940,975	0.93	0	0	1	2,477	0.07
保険媒介代理業	2	3,500	34	97,500	0.11	120	222,801	0.11	0	0	0	0	0.00
郵便業	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
通信業	0	0	0	0	0.00	2	1,461	0.00	0	0	0	0	0.00
インターネット付随サービス業	0	0	5	22,500	0.02	11	33,767	0.02	0	0	0	0	0.00
合計	860	12,152,500	7,275	90,346,043	100.00	24,635	208,255,083	100.00	52	561,882	413	3,507,924	100.00

※平成24年10月分統計より業種区分を変更したため、業種によっては変更前後での累計値等が一致しない場合があります。

金額別・期間別・用途別保証状況

金額別保証状況 (平成 26 年 3 月分)

(単位：千円)

区 分	保 証 承 諾					保 証 債 務 残 高		
	当 月 中		当 月 末			当 月 末		
	件数	金 額	件数	金 額	構成比	件数	金 額	構成比
1000 以下	91	82,800	735	657,464	0.73	1,893	1,094,991	0.53
1000 超 2000 以下	90	160,840	811	1,453,270	1.61	2,598	2,800,732	1.34
2000 超 3000 以下	99	287,260	880	2,540,910	2.81	3,067	5,415,212	2.60
3000 超 5000 以下	178	845,900	1,669	7,829,310	8.67	5,691	16,560,429	7.95
5000 超 10000 以下	145	1,303,300	1,144	9,920,201	10.98	4,616	25,420,552	12.21
10000 超 15000 以下	42	577,300	404	5,527,231	6.12	1,469	13,589,176	6.53
15000 超 20000 以下	46	881,100	407	7,782,200	8.61	1,381	17,986,087	8.64
20000 超 30000 以下	69	1,929,000	500	13,704,157	15.17	1,592	29,830,030	14.32
30000 超 50000 以下	58	2,542,500	462	20,165,000	22.32	1,475	45,097,794	21.66
50000 超 60000 以下	11	611,000	69	3,962,000	4.39	255	10,791,122	5.18
60000 超 70000 以下	6	396,500	45	3,008,100	3.33	137	7,212,994	3.46
70000 超 80000 以下	16	1,275,000	112	8,876,200	9.82	327	19,904,193	9.56
80000 超 100000 以下	5	500,000	18	1,757,000	1.94	59	3,722,320	1.79
100000 超 120000 以下	0	0	5	596,000	0.66	20	1,521,221	0.73
120000 超 150000 以下	0	0	2	292,000	0.32	17	1,769,489	0.85
150000 超 200000 以下	4	760,000	12	2,275,000	2.52	38	5,538,741	2.66
200000 超	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00
合 計	860	12,152,500	7,275	90,346,043	100.00	24,635	208,255,083	100.00

期間別保証状況 (平成 26 年 3 月分)

(単位：千円)

区 分	保 証 承 諾					保 証 債 務 残 高		
	当 月 中		当 月 末			当 月 末		
	件数	金 額	件数	金 額	構成比	件数	金 額	構成比
3 力月以下	63	1,821,500	181	4,211,200	4.66	58	1,535,900	0.74
3 力月超 6 力月以下	44	1,445,000	286	6,741,800	7.46	138	3,063,771	1.47
6 力月超 1 力年以下	38	766,400	284	5,966,949	6.60	266	5,292,728	2.54
1 力年超 2 力年以下	23	426,600	247	2,673,475	2.96	497	5,077,604	2.44
2 力年超 3 力年以下	62	586,250	451	2,823,500	3.13	1,047	4,037,659	1.94
3 力年超 4 力年以下	20	232,700	176	1,385,750	1.53	461	2,843,518	1.37
4 力年超 5 力年以下	403	2,450,360	3,691	24,812,333	27.46	12,861	53,794,318	25.83
5 力年超 7 力年以下	123	1,791,490	1,136	18,288,675	20.24	5,242	50,893,159	24.44
7 力年超 10 力年以下	78	2,344,700	794	22,545,961	24.96	3,807	75,649,449	36.33
10 力年超	6	287,500	29	896,400	0.99	258	6,066,976	2.91
合 計	860	12,152,500	7,275	90,346,043	100.00	24,635	208,255,083	100.00

用途別保証状況 (平成 26 年 3 月分)

(単位：千円)

区 分	保 証 承 諾					保 証 債 務 残 高		
	当 月 中		当 月 末			当 月 末		
	件数	金 額	件数	金 額	構成比	件数	金 額	構成比
運 転 資 金	776	11,313,400	6,488	84,618,396	93.66	21,651	190,581,673	91.51
設 備 資 金	49	491,100	453	2,786,757	3.08	1,967	10,623,078	5.10
運 転 設 備 資 金	35	348,000	334	2,940,890	3.26	1,017	7,050,331	3.39
合 計	860	12,152,500	7,275	90,346,043	100.00	24,635	208,255,083	100.00

市町制度保証状況 (平成 26 年 3 月分)

(単位：千円)

振興資金		保証 承諾				保証債務残高	
		当 月 中		当 月 末		当 月 末	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
市	四国中央	12	28,800	121	380,300	411	872,339
	新居浜	15	48,700	160	565,680	360	805,099
	西条	19	71,000	236	834,900	711	1,652,824
	今治	23	75,250	228	781,300	682	1,432,588
	松山	109	302,750	844	2,574,700	2,221	4,467,750
	東温	3	3,800	34	105,620	111	249,799
	伊予	0	0	9	28,500	22	49,946
	大洲	6	23,000	67	227,300	171	344,586
	八幡浜	4	16,000	44	155,500	134	277,275
	西予	8	24,500	57	179,620	152	279,165
宇和島	24	85,700	234	787,350	840	1,779,453	
	小計	223	679,500	2,034	6,620,770	5,815	12,210,822
町	久万高原	0	0	1	2,000	5	5,137
	内子	0	0	6	16,200	13	29,066
	伊方	0	0	0	0	0	0
	鬼北	0	0	0	0	1	393
	松野	0	0	2	4,500	2	4,038
	愛南	0	0	4	10,000	12	20,094
	小計	0	0	13	32,700	33	58,728
合計		223	679,500	2,047	6,653,470	5,848	12,269,550

季節資金		保証 承諾				保証債務残高	
		当 月 中		当 月 末		当 月 末	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
松山	2	4,000	7	16,000	5	12,000	
今治	0	0	1	2,500	1	1,000	
新居浜	0	0	0	0	0	0	
合計		2	4,000	8	18,500	6	13,000

設備近代化資金		保証 承諾				保証債務残高	
		当 月 中		当 月 末		当 月 末	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
松山	7	21,520	99	314,785	404	859,631	
(うち公害)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	
今治	3	12,500	10	34,810	9	31,339	
合計		10	34,020	109	349,595	413	890,970

小口資金		保証 承諾				保証債務残高	
		当 月 中		当 月 末		当 月 末	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
今治	0	0	1	1,500	1	1,250	
合計		0	0	1	1,500	1	1,250

振興資金(緊急)		保証 承諾				保証債務残高	
		当 月 中		当 月 末		当 月 末	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
四国中央	4	27,000	19	142,000	41	205,581	
新居浜	8	45,500	57	393,300	180	688,097	
今治	17	120,000	98	697,100	353	1,591,045	
松山	0	0	3	20,000	490	2,232,373	
八幡浜	4	23,000	28	178,000	101	414,277	
西予	1	10,000	12	81,000	56	231,467	
合計		34	225,500	217	1,511,400	1,221	5,362,840

振興資金(経営安定化)		保証 承諾				保証債務残高	
		当 月 中		当 月 末		当 月 末	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
松山	22	111,000	269	1,278,500	1,064	3,218,139	
今治	4	16,000	74	306,200	233	670,960	
合計		26	127,000	343	1,584,700	1,297	3,889,099

ランキングベスト10 — 3月の信用保証ランキング —

平成26年3月末現在における各店舗別の信用保証状況を債務残高と保証承諾をベースに「ランキングベスト10」に集計しました。

今後とも県内中小企業金融の円滑化に、一層のご協力と信用保証の利用をお願いいたします。

保証債務残高



前月順位	順位	金融機関名		保証債務残高	
				件数	金額(千円)
2 ↗	1	愛媛銀行	本店営業部	548	7,999,704
1 ↘	2	伊予銀行	新居浜支店	571	7,462,081
3 →	3	伊予銀行	本店営業部	309	6,510,556
4 →	4	伊予銀行	今治支店	413	6,248,711
5 →	5	伊予銀行	西条支店	488	4,925,943
6 →	6	伊予銀行	宇和島支店	378	4,574,815
7 →	7	伊予銀行	八幡浜支店	280	3,249,859
8 →	8	伊予銀行	本町支店	273	3,180,820
9 →	9	伊予銀行	川之江支店	226	2,668,391
10 →	10	伊予銀行	大洲支店	217	2,530,114

保証承諾



前月順位	順位	金融機関名		保証承諾(当月中)	
				件数	金額(千円)
3 ↗	1	愛媛銀行	本店営業部	43	1,096,700
2 →	2	伊予銀行	今治支店	18	602,050
15 ↗	3	愛媛銀行	今治支店	12	505,900
4 →	4	伊予銀行	新居浜支店	22	414,600
49 ↗	5	愛媛銀行	道後支店	9	324,500
74 ↗	6	愛媛銀行	末広町支店	11	323,000
38 ↗	7	伊予銀行	道後支店	10	311,000
103 ↗	8	愛媛銀行	大街道支店	12	302,150
8 ↘	9	愛媛銀行	宇和島支店	12	279,500
5 ↘	10	伊予銀行	西条支店	19	267,500

保証承諾



前月順位	順位	金融機関名		保証承諾(累計)	
				件数	金額(千円)
1 →	1	愛媛銀行	本店営業部	245	6,131,400
2 →	2	伊予銀行	新居浜支店	165	3,424,600
3 →	3	伊予銀行	今治支店	148	3,172,799
4 →	4	伊予銀行	本店営業部	85	2,709,200
5 →	5	伊予銀行	西条支店	162	2,213,200
6 →	6	伊予銀行	宇和島支店	110	1,941,600
7 →	7	愛媛銀行	今治支店	81	1,936,700
8 →	8	広島銀行	松山支店	93	1,463,700
9 →	9	伊予銀行	大洲支店	76	1,260,500
10 →	10	伊予銀行	湊町支店	60	1,256,500

金融機関店舗別保証状況

保証状況

平成26年3月分

(単位：千円)

店 舗 名	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高			代 位 弁 済		
	当 月 中		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		代弁率 (%)
	件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額	
みずほ 松 山	3	20,000	—	3	20,000	36.36	9	107,646	81.90	0	0	0.00
今 治	1	33,000	—	4	113,000	118.95	10	259,710	92.32	0	0	0.00
高 松	0	0	0.00	0	0	0.00	1	65,150	—	0	0	0.00
計	4	53,000	66.25	7	133,000	57.83	20	432,506	104.79	0	0	0.00
りそな 天 六	0	0	—	1	50,000	—	1	50,000	245.64	0	0	0.00
計	0	0	—	1	50,000	—	1	50,000	245.64	0	0	0.00
三井住友 新 居 浜	0	0	—	0	0	0.00	19	225,844	78.67	0	0	0.00
松 山	0	0	—	0	0	—	3	22,523	49.76	0	0	0.00
備 後 町	0	0	—	0	0	—	1	4,990	71.35	0	0	0.00
渋谷駅前	0	0	—	0	0	—	1	2,856	—	0	0	0.00
計	0	0	—	0	0	0.00	24	256,213	75.50	0	0	0.00
三菱東京 高松中央	1	30,000	—	2	60,000	139.53	12	179,188	80.95	0	0	0.00
高 松	1	30,000	—	1	30,000	—	2	45,014	179.98	0	0	0.00
大 阪 西	0	0	0.00	0	0	0.00	2	32,331	78.52	0	0	0.00
心 斎 橋	0	0	—	0	0	—	1	305	8.40	0	0	0.00
難 波	0	0	—	0	0	—	0	0	0.00	1	16,372	109.32
計	2	60,000	500.00	3	90,000	163.64	17	256,838	83.52	1	16,372	6.00
伊予 本 店	5	240,000	30.34	85	2,709,200	82.76	309	6,510,556	95.17	1	1,937	0.03
本 町	11	27,500	34.16	74	1,126,900	107.73	273	3,180,820	97.55	6	20,525	0.63
潮 見	2	2,300	8.85	33	239,800	60.34	103	830,330	94.17	1	4,803	0.56
松山駅前	8	94,100	112.02	52	774,200	106.99	207	1,640,642	89.55	1	2,631	0.15
湊 町	4	115,000	71.43	60	1,256,500	123.99	192	2,184,520	97.30	2	37,767	1.74
小 栗	1	6,000	19.05	22	265,000	70.14	84	589,447	92.79	1	3,987	0.65
立 花	1	1,500	11.54	14	97,300	58.79	66	338,740	89.93	0	0	0.00
新 立	1	3,000	27.27	17	171,100	81.48	72	444,211	85.34	0	0	0.00
大 街 道	1	5,000	14.29	29	334,700	93.26	122	1,035,105	88.90	1	3,453	0.32
一 万	2	8,000	8.15	35	530,200	120.17	116	1,075,757	104.96	0	0	0.00
道 後	10	311,000	129.58	56	958,000	83.59	178	1,962,279	103.99	1	9,726	0.52
東 野	2	9,000	180.00	16	101,700	150.67	48	197,791	76.95	0	0	0.00
三 津 浜	10	165,000	84.18	59	916,300	99.90	226	2,159,994	90.11	12	166,781	7.42
水産市場	0	0	—	3	55,000	—	5	115,605	100.67	0	0	0.00
問 屋 町	4	58,000	37.06	41	535,300	82.23	173	1,631,237	97.35	1	2,477	0.15
中央市場	1	3,000	2.26	8	139,600	54.34	30	404,881	103.35	0	0	0.00
空 港 通	9	85,000	30.97	67	686,500	46.83	248	2,284,052	92.70	7	71,630	2.99
余 戸	6	13,500	25.47	38	430,100	66.68	165	1,366,674	82.49	4	133,935	8.73
味 生	0	0	0.00	11	55,000	22.22	70	375,264	77.82	0	0	0.00
石 井	2	4,500	33.33	27	263,900	68.23	130	1,164,147	90.76	2	2,144	0.18
椿	3	41,000	94.25	38	342,100	163.29	124	757,848	97.62	0	0	0.00
久 米	3	11,000	31.43	42	351,370	90.72	125	833,824	89.08	0	0	0.00
福 音 寺	3	2,500	17.86	27	156,100	100.64	105	815,545	84.47	4	55,758	6.34
小 野	1	5,000	15.63	12	102,000	49.39	77	386,339	78.96	0	0	0.00
堀 江	2	83,000	88.30	14	256,500	72.05	72	577,944	99.94	0	0	0.00
和 気	2	75,000	750.00	20	206,500	131.53	72	478,815	88.95	5	10,314	2.06
森 松	3	19,000	34.86	40	447,700	98.81	116	884,601	101.91	1	13,655	1.56
中 島	0	0	—	7	109,500	125.57	24	174,654	91.17	0	0	0.00
北 条	2	100,000	111.73	38	606,700	118.24	196	1,327,374	94.01	3	3,636	0.27
横 河 原	1	3,000	3.73	19	161,500	83.68	76	694,651	90.71	0	0	0.00
川 内	1	10,000	42.55	29	521,400	201.31	70	768,383	109.88	0	0	0.00
砥 部	3	28,000	77.78	22	172,700	122.05	121	578,693	89.95	1	1,083	0.18

※代弁率は年度初めから当該月までの平均残高により算出したものです。

店 舗 名	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高			代 位 弁 済		
	当 月 中		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		代弁率 (%)
	件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額	
伊予 松 前	8	87,000	62.37	36	505,000	62.95	160	1,991,366	94.56	2	7,986	0.39
郡 中	5	29,500	17.15	41	678,800	96.56	159	1,566,241	102.43	1	15,509	1.02
上 灘	0	0	0.00	6	25,500	76.12	17	88,496	99.71	0	0	0.00
中 山	0	0	0.00	7	94,500	346.15	25	150,279	108.03	0	0	0.00
久 万	3	88,000	374.47	14	269,000	107.17	56	584,970	97.69	0	0	0.00
小 田	1	7,500	—	3	15,500	103.33	26	207,374	79.05	2	25,068	10.83
今 治	18	602,050	68.07	148	3,172,799	92.05	413	6,248,711	100.80	11	130,083	2.10
中 浜	2	10,000	8.33	59	1,021,600	124.66	184	1,933,059	101.12	7	47,479	2.41
日 吉	4	91,000	49.86	38	561,800	74.88	226	2,045,323	89.57	12	87,260	3.92
今 治 南	5	41,000	79.61	20	235,300	118.84	91	668,827	108.18	0	0	0.00
波 止 浜	3	32,000	96.97	32	551,650	352.49	116	1,018,261	95.82	0	0	0.00
鳥 生	7	74,000	98.54	46	545,000	121.65	123	1,101,726	98.05	0	0	0.00
桜 井	2	16,000	320.00	22	219,000	122.11	101	580,702	86.48	3	13,996	2.24
菊 間	0	0	0.00	17	214,000	105.94	65	530,637	97.91	0	0	0.00
大 島	5	96,000	480.00	31	434,191	85.09	95	1,040,284	96.40	2	2,189	0.20
伯 方	0	0	—	9	194,000	187.44	60	595,224	83.83	2	23,091	3.62
宮 浦	0	0	—	6	50,500	43.72	41	320,507	80.76	0	0	0.00
新 居 浜	22	414,600	120.87	165	3,424,600	137.99	571	7,462,081	97.55	5	18,048	0.24
角 野	2	6,000	5.80	50	545,300	85.60	171	1,795,316	104.87	3	9,757	0.54
新居浜東	2	7,500	17.23	32	330,300	130.44	113	804,225	99.80	1	3,861	0.48
中 菟	2	7,000	18.18	30	425,900	74.50	137	1,156,910	95.82	0	0	0.00
土 居	0	0	0.00	10	77,850	20.96	123	763,886	83.68	2	25,671	3.12
三 島	1	7,500	20.38	36	601,400	82.37	236	2,507,474	83.08	2	6,525	0.24
川 之 江	11	91,000	65.47	62	1,051,500	134.55	226	2,668,391	111.37	0	0	0.00
西 条	19	267,500	157.17	162	2,213,200	141.85	488	4,925,943	105.04	4	40,312	0.84
三 芳	1	8,000	72.73	19	205,500	69.47	96	948,035	79.47	8	139,189	12.76
壬 生 川	5	25,600	134.74	29	321,600	95.01	141	1,217,593	91.14	3	39,787	3.19
丹 原	0	0	—	8	121,000	156.13	44	237,086	103.45	1	3,339	1.22
小 松	2	24,000	82.76	20	153,000	56.67	81	767,618	85.07	0	0	0.00
八 幡 浜	7	207,000	191.67	55	1,233,500	95.62	280	3,249,859	88.48	7	114,187	3.32
大洲本町	1	4,000	5.71	13	58,200	51.78	57	379,313	86.97	0	0	0.00
大 洲	5	32,000	66.39	76	1,260,500	190.55	217	2,530,114	99.60	2	8,585	0.32
長 浜	0	0	—	17	437,000	66.82	72	1,225,834	98.61	0	0	0.00
五 十 崎	1	20,000	47.62	10	221,000	183.86	54	522,184	102.66	0	0	0.00
内 子	0	0	0.00	9	212,600	342.90	53	597,418	89.81	0	0	0.00
川 之 石	1	55,000	323.53	7	111,000	111.33	38	330,981	94.22	1	7,325	2.12
伊 方	0	0	—	7	52,500	84.46	29	103,525	56.78	0	0	0.00
三 机	0	0	—	1	5,000	—	4	8,650	86.45	0	0	0.00
三 崎	0	0	0.00	0	0	0.00	20	152,492	80.32	0	0	0.00
三 瓶	1	10,000	166.67	8	111,000	66.47	49	343,321	83.40	1	3,244	0.90
宇 和 島	9	150,000	94.34	110	1,941,600	146.64	378	4,574,815	104.79	9	60,041	1.32
卯 之 町	3	5,500	—	19	170,900	68.86	113	771,962	82.45	2	4,665	0.55
野 村	3	69,000	140.82	25	222,500	68.48	63	512,598	101.66	2	2,564	0.51
高 山	1	2,500	113.64	6	103,300	188.85	17	165,380	95.71	1	1,844	1.12
吉 田	1	2,000	—	8	87,000	39.87	52	362,739	77.61	0	0	0.00
近 永	0	0	0.00	9	162,300	127.80	55	565,843	95.56	0	0	0.00
松 丸	0	0	—	3	5,200	148.57	23	104,816	78.76	2	6,267	5.40
岩 松	1	3,500	23.33	8	35,500	81.80	56	217,719	72.67	0	0	0.00
愛 南	1	2,000	17.39	27	302,980	103.36	79	759,854	96.39	1	14,124	1.85
高 岡	0	0	—	0	0	—	4	1,188	63.87	0	0	0.00
富 田	4	25,000	18.05	25	116,200	30.29	72	466,973	97.53	0	0	0.00
古 川	2	16,000	96.97	32	212,300	96.32	131	572,006	87.04	0	0	0.00
牛 渕	4	20,800	231.11	10	46,300	47.56	56	264,054	91.22	1	5,278	1.96
原 町	1	10,000	25.64	5	60,000	32.09	45	348,046	89.77	0	0	0.00
日 高	0	0	—	1	50,000	416.67	7	65,442	211.12	0	0	0.00
丸 亀	0	0	—	0	0	—	1	28,342	73.93	0	0	0.00
三 津 東	0	0	—	0	0	—	7	11,963	74.74	0	0	0.00

※代弁率は年度初めから当該月までの平均残高により算出したものです。

平成26年3月分

(単位：千円)

店 舗 名	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高			代 位 弁 済		
	当 月 中		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		代弁率 (%)
	件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額	
伊予 桑 原	1	5,000	—	20	240,806	150.13	50	379,621	98.98	0	0	0.00
観 音 寺	0	0	—	0	0	0.00	1	32,865	87.40	0	0	0.00
岡 山 南	0	0	—	0	0	—	1	11,779	90.46	0	0	0.00
大 西	0	0	0.00	16	243,000	111.21	57	366,715	89.79	1	15,858	4.27
計	281	4,200,950	65.53	2,740	41,041,846	99.45	10,521	103,725,674	95.30	155	1,429,371	1.34
四国 松 山	0	0	0.00	14	269,200	82.63	46	578,695	81.75	0	0	0.00
松山本町	0	0	—	3	52,000	242.99	23	184,695	68.34	0	0	0.00
松 山 南	2	7,500	10.27	10	75,300	58.83	40	247,184	72.67	2	11,705	4.08
今 治	0	0	—	10	84,500	19.18	60	921,281	86.49	1	1,104	0.11
八 幡 浜	0	0	—	6	75,000	67.26	34	309,700	81.20	0	0	0.00
宇 和 島	5	216,500	4,330.00	19	415,500	335.08	55	581,671	105.12	0	0	0.00
御 荘	0	0	—	2	4,400	—	7	13,294	39.66	0	0	0.00
松 山 西	0	0	—	9	112,000	157.61	35	298,732	88.94	1	6,825	2.10
四国中央	0	0	—	3	23,000	76.67	5	57,585	71.53	0	0	0.00
計	7	224,000	240.86	76	1,110,900	88.70	305	3,192,836	84.74	4	19,634	0.57
百十四 松 山	11	80,000	160.00	40	490,000	95.03	87	894,246	110.68	1	8,415	1.00
新 居 浜	0	0	0.00	15	183,700	63.13	62	895,913	92.63	1	27,374	2.85
三 島	1	7,000	3.09	11	109,000	15.49	56	523,404	51.91	1	60,885	8.65
今 治	1	7,500	300.00	17	393,700	83.50	72	883,980	79.96	2	51,224	5.39
西 条	3	9,500	11.38	26	146,600	49.23	111	652,926	98.14	2	7,699	1.16
坂出東部	0	0	—	0	0	—	1	9,312	69.91	0	0	0.00
計	16	104,000	28.11	109	1,323,000	58.03	389	3,859,781	84.50	7	155,598	3.77
阿波 松 山	0	0	—	15	195,705	515.01	70	626,407	90.85	0	0	0.00
池 田	0	0	—	0	0	—	1	19,892	82.12	0	0	0.00
藍 住	0	0	—	1	5,000	—	2	43,060	98.54	0	0	0.00
鳴 門	0	0	—	1	25,000	20.83	1	23,336	38.89	0	0	0.00
計	0	0	—	17	225,705	142.85	74	712,695	87.19	0	0	0.00
広島 松 山	5	62,000	88.57	93	1,463,700	104.74	149	1,942,062	98.70	0	0	0.00
今 治	2	10,000	24.69	78	1,063,400	80.85	161	2,243,566	105.35	3	15,086	0.69
伊予西条	5	30,000	428.57	54	646,500	129.30	140	1,115,156	101.44	1	29,993	2.63
新 居 浜	3	61,000	4,066.67	36	562,900	110.05	86	1,156,149	108.03	1	5,412	0.49
三 島	5	83,500	121.90	48	456,000	108.26	97	949,370	105.62	1	5,683	0.63
川 之 江	3	87,000	140.32	14	144,000	33.89	54	674,369	104.94	2	5,076	0.78
因 島	0	0	—	2	88,000	30.88	5	307,477	97.65	0	0	0.00
木 江	0	0	—	1	25,000	71.43	2	32,842	94.28	0	0	0.00
岩 国	0	0	—	0	0	—	3	185,736	94.21	0	0	0.00
計	23	333,500	133.67	326	4,449,500	90.99	697	8,606,726	103.01	8	61,250	0.73
中国 川 之 江	0	0	0.00	10	168,700	63.18	59	826,032	77.42	4	57,510	6.40
丸 亀	0	0	—	1	30,000	75.00	2	54,660	157.69	0	0	0.00
計	0	0	0.00	11	198,700	64.72	61	880,692	79.94	4	57,510	6.13
山口 松 山	2	14,000	93.33	13	145,000	97.32	50	939,923	90.07	0	0	0.00
今 治	0	0	—	1	5,000	3.07	10	199,100	66.02	1	14,767	6.18
尾 道	0	0	—	0	0	—	1	2,060	67.14	0	0	0.00
計	2	14,000	93.33	14	150,000	48.08	61	1,141,083	84.64	1	14,767	1.20
西日本 若 松	0	0	—	0	0	—	1	16,028	69.15	0	0	0.00
広 島	0	0	—	0	0	—	2	9,430	—	0	0	0.00
計	0	0	—	0	0	0.00	3	25,458	67.06	0	0	0.00
愛媛 本 店	43	1,096,700	60.96	245	6,131,400	93.35	548	7,999,704	90.51	2	4,614	0.06
中央市場	2	20,000	—	4	45,000	2,250.00	5	33,128	194.01	0	0	0.00

※代弁率は年度初めから当該月までの平均残高により算出したものです。

店 舗 名	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高			代 位 弁 済		
	当 月 中		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		代弁率 (%)
	件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額	
愛媛 水産市場	0	0	—	5	60,000	600.00	9	76,380	127.66	0	0	0.00
末 広 町	11	323,000	141.98	70	1,087,420	254.19	165	1,181,789	92.68	2	2,260	0.18
大 街 道	12	302,150	153.06	61	698,450	157.95	176	1,231,481	93.91	4	8,050	0.67
道 後	9	324,500	95.08	38	781,300	119.78	118	1,496,168	111.80	0	0	0.00
本 町	10	199,500	810.98	45	647,400	179.04	126	933,864	101.99	1	1,423	0.16
三 津 浜	11	143,500	98.29	65	750,300	170.79	163	1,336,813	105.31	9	112,126	8.85
立 花	2	17,500	97.22	32	267,500	103.93	94	599,174	125.03	1	1,892	0.37
久 米	9	115,500	158.22	35	565,000	80.52	87	903,839	100.56	0	0	0.00
余 戸	12	127,000	180.14	38	339,600	164.06	126	1,001,136	98.25	2	679	0.07
鴨 川	10	71,500	62.45	60	638,000	124.77	147	1,252,385	97.15	6	70,567	5.87
中 央 通	7	101,000	84.17	33	419,450	93.59	96	726,568	95.75	8	61,267	8.33
古 川	7	76,000	180.95	52	519,590	205.37	151	787,145	106.82	3	8,729	1.16
桑 原	4	73,000	521.43	26	240,500	286.31	91	406,092	103.80	0	0	0.00
森 松	12	151,200	86.15	77	947,700	123.24	185	1,710,750	102.93	5	40,020	2.48
空 港 通	6	53,000	86.89	43	324,700	136.77	102	564,805	97.06	0	0	0.00
石 井	8	94,200	117.75	69	783,800	120.73	175	1,270,176	92.13	4	15,480	1.16
雄 郡	17	174,700	205.53	37	313,800	130.21	74	604,862	113.76	5	37,700	6.66
重 信	7	86,500	692.00	43	327,800	159.51	83	499,561	104.72	1	862	0.19
郡 中	8	97,600	697.14	40	690,000	143.08	86	898,959	104.69	1	10,808	1.22
久 万	2	13,000	173.33	12	84,000	186.67	33	182,765	78.82	0	0	0.00
北 条	8	126,500	648.72	38	290,445	139.97	107	673,511	108.23	0	0	0.00
川 之 江	5	41,500	46.11	37	317,200	68.00	97	772,636	109.85	0	0	0.00
三 島	11	29,000	47.54	40	395,800	159.92	86	826,006	85.22	1	26,962	3.08
新 居 浜	4	71,700	60.51	52	691,200	88.05	190	2,271,006	91.79	2	11,905	0.50
新居浜東	5	49,500	57.56	31	256,800	91.45	76	543,357	120.63	0	0	0.00
泉 川	3	4,500	128.57	24	183,800	87.03	73	389,672	79.83	2	31,375	6.67
西 条	2	12,000	3.32	41	411,600	52.90	186	1,529,408	87.50	1	3,470	0.22
氷 見	2	24,000	240.00	14	70,500	158.43	45	161,277	93.73	0	0	0.00
壬 生 川	2	4,500	58.06	21	158,500	95.92	78	527,121	93.12	3	50,798	9.11
丹 原	2	13,000	19.12	15	118,000	68.49	60	352,543	99.95	1	8,575	2.40
今 治	12	505,900	85.77	81	1,936,700	163.19	202	2,442,913	112.95	2	14,686	0.68
旭 町	17	233,000	119.18	55	655,300	129.12	121	972,691	128.86	1	4,969	0.60
波 止 浜	3	108,000	186.21	27	679,100	234.09	69	922,998	133.91	0	0	0.00
伯 方	4	12,000	22.64	31	324,950	125.95	74	611,554	106.84	4	19,508	3.32
弓 削	3	24,500	—	15	113,000	240.43	33	237,576	106.86	0	0	0.00
菊 間	2	9,000	90.00	5	48,000	124.68	15	65,572	195.42	0	0	0.00
吉 海	0	0	0.00	15	73,000	141.89	38	220,966	94.35	0	0	0.00
長 浜	2	35,000	64.81	12	86,000	109.55	42	229,086	98.89	0	0	0.00
内 子	1	2,000	1.56	15	252,200	98.71	71	696,346	91.34	0	0	0.00
大 洲	3	47,000	96.71	34	438,300	148.22	118	929,829	104.77	1	9,962	1.07
八 幡 浜	9	133,000	95.48	59	800,800	143.36	130	1,127,121	109.28	5	53,463	5.08
三 瓶	2	40,000	76.92	19	246,500	132.88	36	364,143	99.26	3	55,384	16.38
川 之 石	1	7,000	23.33	14	139,000	128.70	35	201,529	88.26	0	0	0.00
野 村	1	10,000	16.67	9	48,500	41.81	35	196,197	89.60	1	435	0.19
卯 之 町	3	7,500	4.97	18	109,220	30.38	83	661,701	84.01	1	11,590	1.66
宇 和 島	12	279,500	84.70	51	1,165,857	98.92	187	2,031,168	98.60	3	3,248	0.16
近 永	4	53,000	212.00	22	254,000	123.30	67	509,146	93.26	0	0	0.00
吉 田	4	51,000	418.03	16	88,300	318.77	47	192,054	100.00	1	4,970	2.56
岩 松	2	27,490	458.17	11	50,990	239.39	38	130,672	102.16	2	2,246	1.89
城 辺	1	8,000	41.03	19	147,860	128.57	46	308,635	95.85	0	0	0.00
宇和島南	1	14,300	—	16	135,100	56.29	71	314,113	69.99	2	36,421	10.11
見 奈 良	4	108,000	87.45	20	210,100	66.32	75	483,961	99.06	0	0	0.00
今 治 東	4	29,500	655.56	25	151,500	101.95	56	302,101	75.61	3	22,237	5.73
湯 築	2	1,500	11.54	9	46,500	132.86	23	77,758	106.15	0	0	0.00
松山駅前	7	51,000	130.77	30	128,600	167.89	60	275,813	93.90	2	4,279	1.59
味 生	5	13,150	154.71	22	82,750	148.56	51	162,632	109.73	0	0	0.00
松 末	5	17,300	108.13	26	175,100	242.86	66	378,592	102.65	0	0	0.00

※代弁率は年度初めから当該月までの平均残高により算出したものです。

平成26年3月分

(単位：千円)

店 舗 名	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高			代 位 弁 済			
	当 月 中		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		代弁率 (%)	
	件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額		
愛媛	中 萩	2	2,000	—	25	139,880	88.25	68	278,133	67.29	4	72,269	19.20
	日 高	3	25,500	64.56	33	271,300	207.89	88	451,191	99.81	1	9,448	1.99
	三津浜東	1	5,000	—	10	56,000	390.24	17	63,751	268.43	0	0	0.00
	金 生	6	62,200	622.00	18	121,200	83.07	44	282,925	82.16	3	95,159	35.29
	中之庄	1	15,000	136.36	12	111,500	71.47	43	240,107	96.49	0	0	0.00
	飯 岡	4	53,500	93.04	13	84,500	127.07	39	130,551	98.56	0	0	0.00
	川 内	4	45,000	90.00	31	211,720	143.73	64	339,098	104.19	0	0	0.00
	桜 井	6	138,000	305.31	30	355,330	127.68	55	436,538	114.63	3	2,408	0.68
	松 前	5	41,000	455.56	33	278,800	144.08	77	600,743	116.41	1	1,112	0.21
	姫 原	0	0	0.00	8	14,600	429.41	12	14,100	444.09	0	0	0.00
	土 居	0	0	0.00	12	105,000	53.44	54	465,105	92.30	1	9,268	1.91
	砥 部	3	21,500	138.71	24	252,300	174.00	51	490,367	107.84	2	10,801	2.32
	来 住	5	31,000	30.63	26	255,300	190.24	69	508,604	124.73	1	3,337	0.70
	計	407	6,304,590	89.66	2,394	30,401,212	117.13	6,408	53,092,160	98.80	111	956,762	1.84
高知	松 山	3	8,000	—	8	106,800	254.29	45	338,122	91.61	0	0	0.00
	今 治	1	10,000	—	10	141,000	88.90	61	439,719	86.95	0	0	0.00
	新居浜	0	0	—	14	98,000	88.85	61	495,670	82.19	1	39,148	6.88
	八幡浜	0	0	0.00	7	27,500	49.11	27	149,103	92.60	0	0	0.00
	宇和島	0	0	0.00	4	14,500	16.67	49	152,424	75.83	0	0	0.00
	城 辺	0	0	—	9	28,150	46.94	26	143,549	98.25	0	0	0.00
	計	4	18,000	90.00	52	415,950	80.94	269	1,718,587	86.53	1	39,148	2.08
徳島	松 山	2	42,000	280.00	12	136,500	62.90	29	339,504	106.72	0	0	0.00
	今 治	1	2,000	0.78	30	466,500	61.61	113	833,424	82.26	3	15,320	1.65
	計	3	44,000	16.18	42	603,000	61.90	142	1,172,928	88.11	3	15,320	1.22
香川	松 山	2	6,000	12.50	16	124,500	27.42	113	1,026,134	77.19	0	0	0.00
	松山西	3	50,000	833.33	26	405,150	125.55	89	788,090	92.29	3	64,425	7.90
	今 治	4	126,000	148.24	28	397,000	65.23	131	1,588,569	86.67	4	42,622	2.59
	西 条	5	94,000	447.62	17	210,300	75.78	89	697,707	77.53	0	0	0.00
	新居浜	3	68,000	2,266.67	24	464,000	112.65	112	1,307,900	85.09	6	91,927	6.27
	三 島	1	23,000	287.50	14	184,500	114.24	62	444,812	86.20	5	30,548	6.46
	川之江	2	35,000	55.56	15	266,500	43.33	104	1,367,009	86.75	1	9,068	0.64
	大 洲	2	10,000	—	10	73,500	89.63	41	186,676	86.98	0	0	0.00
	八幡浜	0	0	0.00	10	58,000	39.86	46	208,560	81.54	0	0	0.00
	宇和島	1	5,000	26.32	17	151,500	73.09	63	360,728	85.72	2	3,435	0.87
	岩 松	0	0	0.00	6	28,000	36.36	27	163,209	92.95	1	388	0.23
	計	23	417,000	158.56	183	2,362,950	70.26	877	8,139,395	84.68	22	242,413	2.75
もみじ	因島田熊	0	0	—	1	400	—	1	345	—	0	0	0.00
	計	0	0	—	1	400	—	1	345	—	0	0	0.00
愛媛信用	本 店	2	4,500	11.31	38	238,600	51.79	178	775,282	87.03	7	60,153	7.24
	城 東	0	0	0.00	11	40,000	74.63	60	243,384	85.12	2	2,823	1.08
	松山本町	1	5,000	166.67	22	89,100	58.56	84	316,541	87.28	0	0	0.00
	道 後	0	0	0.00	18	71,550	121.93	67	279,407	90.47	4	9,396	3.16
	土 橋	0	0	—	8	56,000	61.61	53	186,013	91.75	0	0	0.00
	東環東本	1	9,000	—	18	65,100	33.56	107	470,708	84.61	1	837	0.16
	久 米	1	1,000	—	26	265,800	155.35	68	472,135	128.45	4	7,995	1.87
	潮 見	0	0	—	14	151,750	106.64	66	316,621	101.86	7	27,221	8.27
	余 戸	0	0	—	6	73,000	87.95	32	208,405	90.65	2	7,379	3.44
	湊 町	0	0	—	1	2,000	200.00	2	2,628	276.05	0	0	0.00
	中央通	2	9,500	—	14	49,900	72.53	38	121,626	98.44	0	0	0.00
	石 井	6	28,970	165.54	30	237,770	65.25	119	792,660	90.04	5	23,089	2.79
	平 井	3	31,000	310.00	30	169,500	152.02	44	200,034	132.19	0	0	0.00
	齊 院	0	0	—	13	35,900	77.20	53	103,047	83.17	0	0	0.00

※代弁率は年度初めから当該月までの平均残高により算出したものです。

店 舗 名	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高			代 位 弁 済		
	当 月 中		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		代弁率 (%)
	件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額	
愛媛信用 土 居 田	3	6,500	—	20	67,500	80.74	57	199,761	89.83	1	248	0.12
立 花	2	3,190	490.77	12	84,940	80.93	38	209,680	98.57	0	0	0.00
砥 部	2	2,600	26.00	22	107,100	62.93	87	310,389	91.05	0	0	0.00
横 河 原	1	5,000	250.00	8	26,100	71.12	33	122,828	91.18	4	4,808	3.85
久 万	1	3,000	100.00	8	29,000	37.18	26	148,608	82.65	0	0	0.00
今 治	0	0	0.00	43	331,900	70.53	174	978,398	89.42	3	45,795	4.49
本 町	2	6,000	120.00	10	87,200	125.47	37	173,078	96.44	0	0	0.00
常 盤 町	0	0	0.00	19	90,050	64.60	103	257,134	66.51	5	44,696	14.41
鳥 生	0	0	0.00	11	139,400	76.30	55	265,198	112.83	1	3,275	1.37
波 止 浜	3	5,000	200.00	22	254,000	72.93	70	776,497	93.98	0	0	0.00
喜 田 村	2	25,000	208.33	23	94,200	44.83	120	335,963	82.79	3	10,376	2.88
壬 生 川	0	0	—	28	143,500	82.38	104	422,331	88.05	4	29,593	6.48
丹 原	1	4,000	200.00	12	74,600	201.62	39	153,348	101.72	3	5,378	3.53
菊 間	2	8,000	266.67	3	9,500	49.22	20	38,670	71.10	0	0	0.00
大 西	0	0	—	5	55,000	32.20	57	277,853	80.27	2	26,012	8.05
八 幡 浜	1	1,000	7.69	25	324,000	179.50	73	407,138	101.02	2	2,227	0.54
江 戸 岡	0	0	—	10	58,000	227.45	22	81,758	113.18	0	0	0.00
大 洲	0	0	0.00	6	94,500	49.74	46	292,712	89.32	3	35,141	12.47
野 村	0	0	0.00	5	28,000	45.02	41	132,687	82.21	0	0	0.00
宮 西	0	0	—	4	26,400	240.00	29	80,711	84.27	1	8,346	9.37
今治立花	1	5,000	156.25	20	83,500	84.00	70	191,792	91.67	0	0	0.00
朝 生 田	0	0	0.00	21	112,000	97.65	53	214,494	103.86	1	2,571	1.19
川 内	1	1,000	—	11	51,000	34.81	34	216,582	96.08	0	0	0.00
とべ中央	2	2,500	294.12	22	103,350	107.38	76	235,778	105.74	0	0	0.00
垣 生	1	4,000	—	19	77,330	63.77	67	314,827	95.32	0	0	0.00
雄 郡	1	1,500	25.00	18	84,100	141.34	38	163,468	112.47	1	1,874	1.19
和 泉	1	5,000	108.70	21	119,500	75.54	77	291,906	96.52	0	0	0.00
港 南	1	30,000	—	9	67,500	132.61	38	157,200	93.34	1	2,309	1.41
郡 中	0	0	—	10	26,100	70.73	49	120,769	88.57	0	0	0.00
松 前	0	0	0.00	10	39,180	60.28	29	151,261	101.40	0	0	0.00
北 条	0	0	—	10	41,500	166.00	42	93,792	77.84	1	203	0.19
溝 辺	0	0	0.00	13	73,000	60.53	50	181,647	88.86	2	1,229	0.64
三 津 浜	0	0	0.00	12	68,500	73.34	52	180,816	86.29	3	7,806	3.96
住 吉	0	0	0.00	9	50,000	38.49	44	191,329	92.10	1	1,554	0.78
味 生	0	0	—	19	54,400	97.14	34	75,583	89.22	0	0	0.00
西 条	1	1,000	—	36	269,000	143.70	114	738,680	97.55	0	0	0.00
新 居 浜	2	12,500	208.33	28	140,070	75.35	123	377,305	100.08	1	1,572	0.41
き し	1	700	70.00	21	134,600	75.24	75	299,128	105.92	0	0	0.00
中 菽	2	13,000	46.43	27	120,500	101.69	56	160,887	115.50	0	0	0.00
三 島	0	0	—	14	66,400	64.97	23	95,021	98.04	3	13,982	14.87
川 之 江	1	800	—	10	58,800	588.00	12	51,078	524.41	0	0	0.00
計	51	235,260	82.75	905	5,511,190	79.65	3,358	14,656,578	93.41	78	387,893	2.57
川之江 本 店	0	0	0.00	9	104,500	119.43	35	229,316	99.27	1	3,152	1.36
上 分	2	10,500	131.25	15	145,500	444.95	32	163,368	130.10	0	0	0.00
三 島	0	0	0.00	4	39,000	80.41	22	115,870	93.54	0	0	0.00
南	1	3,000	60.00	9	78,000	66.67	34	282,090	73.57	4	54,783	15.37
東	0	0	—	4	39,000	144.44	21	106,364	89.72	0	0	0.00
西	0	0	0.00	6	17,000	14.35	39	269,046	86.28	0	0	0.00
計	3	13,500	34.62	47	423,000	98.10	183	1,166,054	90.10	5	57,935	4.62
東予信用 本 店	3	5,500	107.84	23	92,300	101.99	80	272,150	85.91	3	19,400	6.62
泉 川	1	10,000	—	15	75,000	84.46	55	188,922	91.34	2	9,031	4.71
川 東	0	0	—	25	141,300	117.26	57	408,872	109.94	0	0	0.00
三 島	1	2,500	—	8	23,300	26.45	37	160,204	90.31	0	0	0.00
松 柏	0	0	0.00	2	3,000	21.43	10	21,168	93.87	0	0	0.00
寒 川	0	0	—	4	19,000	23.90	24	88,376	84.16	0	0	0.00

※代弁率は年度初めから当該月までの平均残高により算出したものです。

平成26年3月分

(単位：千円)

店 舗 名	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高			代 位 弁 済		
	当 月 中		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		代弁率 (%)
	件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額	
東予信用 西 条	4	19,000	101.06	21	112,300	115.06	46	181,216	125.51	0	0	0.00
小 松	1	4,000	266.67	7	22,000	54.05	26	70,187	84.10	0	0	0.00
中 萩	1	5,000	—	13	45,000	671.64	22	61,311	206.93	0	0	0.00
喜多川	0	0	—	8	19,100	112.35	17	33,279	148.18	0	0	0.00
新居浜駅	1	2,500	8.12	14	57,500	51.52	39	187,439	116.41	1	918	0.48
計	12	48,500	82.62	140	609,800	80.77	413	1,673,124	101.93	6	29,349	1.75
宇和島 本 店	1	3,000	12.00	45	167,600	73.57	179	689,969	91.89	3	6,990	0.97
恵美須町	3	8,000	35.18	25	237,528	112.85	148	528,080	95.95	0	0	0.00
新 橋	3	11,000	220.00	36	142,700	154.54	94	268,776	141.50	0	0	0.00
城 南	5	18,700	—	20	62,700	212.54	51	124,824	110.29	0	0	0.00
来	0	0	0.00	13	49,500	64.79	53	163,946	104.78	1	3,163	1.80
泉 町	1	1,000	12.50	5	9,800	14.69	57	147,704	83.08	1	293	0.18
吉 田	0	0	—	10	30,850	144.16	38	86,077	92.73	0	0	0.00
南 宇 和	0	0	0.00	6	58,000	39.19	34	264,824	111.01	1	7,127	2.63
三 間	1	2,500	125.00	5	27,100	55.88	35	85,815	86.38	0	0	0.00
卯 之 町	5	22,000	70.97	17	105,000	78.99	48	248,111	101.25	0	0	0.00
計	19	66,200	43.12	182	890,778	84.51	737	2,608,126	99.76	6	17,574	0.67
商工中金 松 山	3	16,000	35.56	24	347,112	74.49	65	865,853	107.47	0	0	0.00
高 松	0	0	—	1	8,000	—	1	7,613	—	0	0	0.00
計	3	16,000	35.56	25	355,112	76.20	66	873,466	108.42	0	0	0.00
単一農協 愛媛南農	0	0	—	0	0	0.00	5	4,823	72.43	0	0	0.00
西宇和農	0	0	—	0	0	—	1	144	40.00	0	0	0.00
越智今農	0	0	—	0	0	—	1	450	19.15	0	0	0.00
うま農協	0	0	—	0	0	—	1	8,400	46.04	1	7,028	62.27
計	0	0	—	0	0	0.00	8	13,817	50.03	1	7,028	37.84
総合計	860	12,152,500	78.82	7,275	90,346,043	98.97	24,635	208,255,083	95.24	413	3,507,924	1.66

※代弁率は年度初めから当該月までの平均残高により算出したものです。

融資保証制度一覧

※保証料率につきましては、別表「信用保証料率表」をご覧ください。

1. 一般保証（※別枠保証併用制度も含む）

① 一般・提携および統一制度

（平成 26 年 4 月 1 日現在）

制度名		対象	資金用途	保証限度額（万円） （ ）は普通・無担保保険以外の合計限度額		保証期間	担保および保証人の徴求 上段：担保 下段：保証人
一般保証	1 普通保証	中小企業者	運転	個人・会社	28,000	10年以内	必要に応じ徴求
			設備	組合	48,000	15年以内 （特別20年以内）	必要に応じ徴求
	2 特別小口保証	小規模企業者	運転	個人・会社・組合	1,250	5年以内	徴求しない
			設備			7年以内	徴求しない
	3 小口保証	小企業者	運転 設備	個人・会社・組合	50	3年以内	原則として徴求しない 必要に応じ徴求
	4 風俗営業飲食業保証	中小企業者	運転 設備	個人・会社	2,000	7年以内	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
		※協調融資先である日本政策金融公庫の貸付金額以内					
5 手形（でんさい）割引根保証	中小企業者	運転	個人・会社 組合	28,000 48,000	2年以内	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求	
6 手形貸付根保証	中小企業者	運転	個人・会社・組合	5,000	1年以内	原則として徴求 必要に応じ徴求	
提携保証	7 中小企業金融円滑化保証（スムーズ8000）	県内に住所を有し、保証対象業種に属する事業を営む中小企業者であり、金融機関の企業評価「自己査定」において原則「正常先」の先	運転	個人・会社・組合	8,000	7年以内 （ただし、一括返済は1年以内。また、経営安定関連保証を併用する場合は10年以内）	徴求しない 原則として徴求しない （法人は原則として代表者のみ徴求するが、申込人が希望し、協会における保証料率区分が第7区分から第9区分の場合に限り不要）
	8 小口連携保証（トライアングル1000）	県内に住所を有し、保証対象業種に属する事業を営む会社・個人（確定申告先）で商工団体が推薦する先であり、所定の資格要件を満たす先	運転	運転については月商の2ヶ月が上限500		5年以内	徴求しない
			設備	※所定の資格要件を満たす先については1,000		7年以内	原則として徴求しない （法人は代表者のみ徴求）
9 優良ランク保証（バリュー5000）	県内に本店を有し、経営内容が良好であり、かつ今後も経営の向上が見込まれる会社および医療法人で、所定の資格要件を満たす先	運転	会社	5,000	7年以内	徴求しない 原則代表者1名	
全国統一保証	10 事業者カードローン当座貸越根保証	中小企業者	運転 設備	個人・会社・組合	2,000	1年間もしくは2年間 （更新可）	原則として徴求しない 必要に応じ徴求
			※組合は企業組合・協業組合に限る				
	11 当座貸越（貸付専用型）根保証	中小企業者	運転 設備	個人・会社・組合	28,000	1年間もしくは2年間 （更新可）	原則として徴求 （ただし、5,000万円以内の場合は不要） 必要に応じ徴求
			※組合は企業組合・協業組合に限る				
12 長期経営資金保証	中小企業者	運転	個人・会社	20,000	3年以上10年以内	原則として徴求	
		設備			3年以上20年以内	必要に応じ徴求	
13 予約保証	中小企業者 （ただし、対象外要件あり）	運転 設備 （※旧償済資金は対象外）			2,000	5年以内 （ただし、小口零細企業保証制度を利用する場合は7年以内【運転資金については5年以内とする】） ※信用保証書の有効期間は365日	必要に応じ徴求 徴求しない （法人は代表者のみ徴求）

制度名		対象	資金用途	保証限度額(万円) ()は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保および保証人の徴求 上段:担保 下段:保証人	
全国統一保証	14	小口零細企業保証	小規模企業者	運転	1,250 ※ただし、既存の保証協会の保証付融資残高〔根保証においては融資極度額〕との合計で1,250の範囲内となる新規の保証に限る	5年以内	原則不要
				設備		7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
	15	経営力強化保証	金融機関および認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行および進捗の報告を行う中小企業者	運転	個人・会社 組合 28,000 48,000	5年以内	必要に応じ徴求
				設備		7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
				借換		10年以内	
	16	経営者保証ガイドライン対応保証	中小企業者(個人事業主は除く)(ただし、「経営者保証に関するガイドライン」において求められている対策が講じられている者)	運転	会社 28,000	3年以内	有担保無保証人要件の場合に限り徴求する
設備				組合 48,000	5年以内	徴求しない	

② 県 制 度 (愛媛県中小企業振興資金融資制度保証における資金の種類)

制度名		対象	資金用途	保証限度額(万円) ()は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保および保証人の徴求 上段:担保 下段:保証人	
経営安定資金	17	一般資金	中小企業者	運転	個人・会社・組合 5,000 ※組合転貸の場合は、1組合員あたり1中小企業者の限度額	5年以内	必要に応じ徴求
				設備		7年以内	必要に応じ徴求
	18	建設産業短期資金	建設業又は土木建築サービス業に属する事業を営む中小企業者および特定中小企業者(※1)	運転	個人・会社・組合 2,000 ※ただし、工事代金など返済財源を特定したものに限り	1年以内	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
	19	小口資金	小規模企業者 (ただし、特別小口保険を利用する者にあつては、小規模企業者であつて、原則として引き続き6ヶ月以上商工会議所等の指導を受けている者)	運転	個人・会社・組合 2,000 ※ただし、運転資金および特別小口保険利用の場合は1,250とする	5年以内	必要に応じ徴求 (ただし、1,250万円以内の場合は不要、特別小口保険利用の場合は徴求しない)
				設備		7年以内	必要に応じ徴求 (ただし、特別小口保険利用の場合は徴求しない)
20	短期資金	中小企業者	運転	知事がその都度定める ※組合転貸の場合は、1組合員あたり1中小企業者の限度額	1年以内	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求	
21	小口零細企業資金	小規模企業者	運転	個人・会社・組合 1,250 ※ただし、既存の保証協会の保証付融資残高〔根保証においては融資極度額〕との合計で1,250の範囲内となる新規の保証に限る	5年以内	原則不要	
			設備		7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)	
22	経営指導特例	小規模企業者 (ただし、原則として引き続き6ヶ月以上商工会議所等の指導を受けている者)	運転	個人・会社・組合 1,250 ※ただし、既存の保証協会の保証付融資残高〔根保証においては融資極度額〕との合計で1,250の範囲内となる新規の保証に限る	5年以内	原則不要	
			設備		7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)	
23	チャレンジ企業支援資金	認定中小企業者 又は 承認中小企業者等 又は 海外投資関係保証を利用する中小企業者	運転	個人・会社・組合 5,000	5年以内	必要に応じ徴求	
			設備	個人・会社・組合 10,000	7年以内	必要に応じ徴求	
新事業創出支援資金	24	創業等関連資金	創業等を行おうとする個人および会社並びに創業等を行った個人および会社で事業を開始(会社を設立)した日以後5年を経過していない中小企業者	運転	個人・会社 1,500 ※ただし、創業等を行おうとする個人および会社にあつては、自己資金額を限度額とする	5年以内	徴求しない
			設備		7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)	

制度名		対象	資金用途	保証限度額(万円) ()は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保および保証人の徴求 上段:担保 下段:保証人	
新事業創出支援資金	25	創業関連資金	創業等を行うとする個人および会社並びに創業等を行った個人および会社で事業を開始(会社を設立)した日以後5年を経過していない中小企業者	運転	個人・会社 1,000 ※ただし、創業関連保証・再挑戦支援保証を合算して1,000、創業関連保証・支援創業関連保証・再挑戦支援保証を合算して1,500が限度	5年以内	徴求しない
			設備	7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)		
	26	支援創業関連保証	創業関連資金対象者のうち経済産業省令で定める認定特定創業支援事業により支援を受けて創業を行う中小企業者	運転	個人・会社 1,500 ※ただし、創業関連保証・再挑戦支援保証を合算して1,000、創業関連保証・支援創業関連保証・再挑戦支援保証を合算して1,500が限度	5年以内	徴求しない
				設備	7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)	
	27	再挑戦支援資金	過去に経営状況の悪化により事業を廃業もしくは会社を解散した経験を有する者で、当該事業廃止の日もしくは会社を解散した日から5年を経過する前に保証の委託を申し込みした者	運転	個人・会社 1,000 ※ただし、創業関連保証・再挑戦支援保証を合算して1,000、創業関連保証・支援創業関連保証・再挑戦支援保証を合算して1,500が限度	5年以内	徴求しない
				設備	7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)	
	28	支援創業関連保証	再挑戦支援資金対象者のうち経済産業省令で定める認定特定創業支援事業により支援を受けて創業を行う中小企業者	運転	個人・会社 1,500 ※ただし、創業関連保証・再挑戦支援保証を合算して1,000、創業関連保証・支援創業関連保証・再挑戦支援保証を合算して1,500が限度	5年以内	徴求しない
				設備	7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)	
29	緊急経済対策特別支援資金	特定中小企業者(※1)又は中小企業者又は経営力強化保証を利用する中小企業者	運転	個人・会社 5,000 組合 10,000 ※組合転貸の場合は、1組合員あたり1中小企業者の限度額	5年以内 (特定中小企業者等7年以内)	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求	
			借換	個人・会社 8,000 組合 16,000 ※組合転貸の場合は、1組合員あたり1中小企業者の限度額	10年以内	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求	
30	雇用促進支援資金	認定中小企業者	運転	個人・会社 5,000 組合 10,000 ※組合転貸の場合は、1組合員あたり1中小企業者の限度額	5年以内 (チャレンジ企業支援資金融資対象者7年以内)	必要に応じ徴求	
			設備	10年以内 (チャレンジ企業支援資金融資対象者12年以内)	必要に応じ徴求		
31	建設産業新分野進出等支援資金	認定中小企業者又は特定中小企業者(※1)	運転	個人・会社・組合 5,000	5年以内	必要に応じ徴求	
			設備		7年以内	必要に応じ徴求	
32	災害関連対策資金	災害等の発生の都度知事が定める					

③ 市町制度

制度名		対象	資金用途	保証限度額(万円) ()は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保および保証人の徴求 上段:担保 下段:保証人
33	中小企業振興資金融資制度保証	中小企業者	運転 設備	各市町の融資条件による 上限500	各市町の融資条件による (最長5年)	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
34	中小企業緊急経営資金融資制度保証 (現在、八幡浜市・今治市・新居浜市・西予市・四国中央市のみ取扱)	中小企業者	運転	各市町の融資条件による 上限1,000 ※ただし、中小企業振興資金融資制度保証と合算して、1,000とする なお、同保証との併用は不可	各市町の融資条件による (最長6年)	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
35	中小企業経営安定化資金融資制度保証 (現在、松山市・今治市のみ取扱)	特定中小企業者(※1)	運転	各市町の融資条件による 上限1,000 ※ただし、中小企業振興資金融資制度保証および中小企業緊急経営資金融資制度保証と合算して、1,000とする	各市町の融資条件による (最長7年)	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
36	中小企業季節資金融資制度保証 (松山市・今治市・新居浜市のみ取扱)	中小企業者	運転	各市町の融資条件による 上限300	各市町の融資条件による (最長5ヶ月)	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求

制度名		対象	資金用途	保証限度額(万円) ()は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保および保証人の徴求 上段：担保 下段：保証人
37	中小企業設備近代化 資金融資制度保証 (松山市・今治市のみ取扱)	中小企業者	設備	各市町の融資条件による 上限1,000	各市町の 融資条件による (最長7年)	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
38	小企業特別小口資金 融資制度保証 (今治市のみ取扱)	小規模企業者	運転 設備	今治市の融資条件による 上限200	今治市の 融資条件による (最長5年)	徴求しない 徴求しない

2. 別枠保証

制度名		対象	資金用途	保証限度額(万円) ()は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保および保証人の徴求 上段：担保 下段：保証人
39	公害防止保証	中小企業者	設備	個人・会社 5,000 組 合 10,000	15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
40	エネルギー対策保証	中小企業者	設備	個人・会社 20,000 組 合 40,000	15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
41	海外投資関係保証	中小企業者	運転	個人・会社 20,000	10年以内	必要に応じ徴求
			設備	組 合 40,000	15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求
42	新事業開拓保証	認定中小企業者	運転	個人・会社 20,000	10年以内	必要に応じ徴求
			設備	組 合 40,000	15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求
43	経営安定関連保証 (セーフティネット保証)	中小企業信用保険法第2条第 5項第1号～8号の認定を受 けた特定中小企業者	運転	個人・会社 28,000 組 合 48,000	10年以内	必要に応じ徴求
			設備	(6号認定者) 個人・会社 38,000 組 合 48,000	15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求
44	東日本大震災 復興緊急保証	東日本大震災により直接的に 被害を受けた中小企業者	運転	個人・会社 28,000	10年以内	必要に応じ徴求 原則として徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
			設備	組 合 48,000		
45	創業等関連保証	創業等を行おうとする個人およ び会社並びに創業等を行った個人 および会社で事業を開始(会社 を設立)した日以後5年を経過し ていない中小企業者	運転 設備	1,500 ※新規開業資金については、自己 資金額が限度	10年以内	徴求しない 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
46	創業関連保証	創業等を行おうとする個人およ び会社並びに創業等を行った個人 および会社で事業を開始(会社 を設立)した日以後5年を経過し ていない中小企業者	運転 設備	個人・会社 1,000 ※ただし、創業関連保証・再挑戦支 援保証を合算して1,000、創業関連 保証・支援創業関連保証・再挑戦支 援保証を合算して1,500が限度	10年以内	徴求しない 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
47	支援創業関連保証	創業関連保証対象者のうち経済 産業省令で定める認定特定 創業支援事業により支援を受け て創業を行う中小企業者	運転 設備	個人・会社 1,500 ※ただし、創業関連保証・再挑戦支 援保証を合算して1,000、創業関連 保証・支援創業関連保証・再挑戦支 援保証を合算して1,500が限度	10年以内	徴求しない 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
48	再挑戦支援保証	過去に経営状況の悪化により事業を廃 業もしくは会社を解散した経験を有す る者で、当該事業廃止の日もしくは会 社を解散した日から5年を経過する前 に保証の委託を申し込みした者	運転 設備	個人・会社 1,000 ※ただし、創業関連保証・再挑戦支 援保証を合算して1,000、創業関連 保証・支援創業関連保証・再挑戦支 援保証を合算して1,500が限度	10年以内	徴求しない 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
			49	支援創業関連保証	再挑戦支援保証対象者のうち経済 産業省令で定める認定特定創業支 援事業により支援を受けて創業を 行う中小企業者	運転 設備

制度名		対象	資金 用途	保証限度額(万円) ()は普通・無担保保険以外の合計限度額		保証期間	担保および保証人の徴求 上段:担保 下段:保証人	
中堅企業 (破綻金融機関等 関連特別保証)	50	※A 破綻金融機関等 関連特別保証	認定中堅業者	運転	会社	50,000	5年以内	徴求しない (ただし、10,000万円 超の保証の際は必要) 必要に応じ徴求
				設備	※協調融資総額の8割を限度とする		7年以内	
51	※B 破綻金融機関等 関連特別無担保保証	認定中堅業者	運転	会社	10,000	5年以内	徴求しない 必要に応じ徴求	
			設備	※協調融資総額の8割を限度とする		7年以内		
52	激甚災害保証	被災中小企業者	運転	個人・会社	28,000	10年以内	必要に応じ徴求	
			設備	組合	48,000	15年以内 (特別20年以内)		
53	労働力確保関連保証	認定中小企業者	運転	個人・会社	28,000	10年以内	必要に応じ徴求	
			設備	特定組合	48,000	15年以内		
54	中小小売商業 関連保証	認定中小企業者	設備	個人・会社	28,000	15年以内	必要に応じ徴求	
				特定組合	48,000		必要に応じ徴求	
55	商店街整備等 支援関連保証	認定一般社団法人 および 一般財団法人	設備	一般社団法人および 一般財団法人	28,000	15年以内	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求	
56	伝統的工芸品 支援関連保証	認定一般社団法人 および 一般財団法人	運転	一般社団法人および 一般財団法人	28,000	10年以内	必要に応じ徴求	
			設備			15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求	
57	地域伝統芸能 等関連保証	認定中小企業者	運転	個人・会社	28,000	10年以内	必要に応じ徴求	
			設備	組合	48,000	15年以内 (特別20年以内)		
58	流通業務総合効率化 関連保証	認定中小企業者	運転	個人・会社	28,000	10年以内	必要に応じ徴求	
			設備	組合	48,000	15年以内 (特別20年以内)		
59	小規模事業者 支援関連保証	認定一般社団法人 および 一般財団法人	運転	一般社団法人および 一般財団法人	28,000	10年以内	必要に応じ徴求	
			設備			15年以内 (特別20年以内)		必要に応じ徴求
60	特定中小企業再生 支援関連保証	認定支援機関	運転	商工会・都道府県商工 会連合会・商工会議所等	28,000	10年以内	必要に応じ徴求	
			設備			15年以内 (特別20年以内)		必要に応じ徴求
61	※C 地域産業資源 活用事業関連保証	認定中小企業者	運転	個人・会社	28,000 (60,000)	5年以内	必要に応じ徴求	
			設備	組合	48,000 (80,000)	7年以内		
62	※D 海外地域産業資源 活用事業関連保証	認定中小企業者 (ただし、海外において地域産業資源活用事 業〔需要の開拓に係るものに限る〕を実施 するものに限る)	運転	個人・会社	40,000	5年以内	必要に応じ徴求	
			設備	組合	60,000	7年以内		
63	地域産業集積 関連保証	認定中小企業者	運転	個人・会社	28,000	5年以内	必要に応じ徴求 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)	
			設備	組合	48,000	7年以内		
64	中心市街地商業等 活性化関連保証	認定中小企業者 特定中小企業者 又は認定一般社団法人 および一般財団法人	運転	個人・会社	28,000	10年以内	必要に応じ徴求	
			設備	※特定会社・一般社団法人および 一般財団法人を含む 組合	48,000			15年以内 (特別20年以内)
65	中心市街地商業等 活性化支援 関連保証	特定中小企業者 又は認定一般社団法人 および一般財団法人	運転	個人・会社	56,000	10年以内	必要に応じ徴求	
			設備	※特定会社・一般社団法人および 一般財団法人を含む		15年以内 (特別20年以内)		

制度名		対象	資金用途	保証限度額(万円) ()は普通・無担保保険以外の合計限度額		保証期間	担保および保証人の徴求 上段:担保 下段:保証人
66	※E 特定新技術事業 活動関連保証	中小企業者	運転	個人・会社	30,000	5年以内	必要に応じ徴求
			設備	組合	60,000	7年以内	必要に応じ徴求
67	※F 経営革新関連保証	承認中小企業者	運転	個人・会社	28,000 (60,000)	5年以内	必要に応じ徴求
			設備	組合	48,000 (120,000)	7年以内	必要に応じ徴求
68	※G 異分野連携新事業 分野開拓関連保証	認定中小企業者	運転	個人・会社	28,000 (100,000)	5年以内	必要に応じ徴求
			設備	組合	48,000 (140,000)	7年以内	必要に応じ徴求
69	※H 周辺地域整備 関連保証	認定中小企業者	運転	個人・会社	28,000 (30,000)	10年以内	必要に応じ徴求
			設備	組合	48,000 (60,000)	15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求
70	※I 中小企業 特定社債保証	下記のいずれかの条件を満たす中小企業者(株式会社・特例有限会社・合名会社・合資会社・合同会社) (1) 総資産額5千万円以上3億円未満かつ(自己資本比率20%以上又は純資産倍率2.0倍以上)かつ(使用総資本事業利益率10%以上又はインタレスト・カバレッジ・レシオ2.0倍以上) (2) 総資産額3億円以上5億円未満かつ(自己資本比率20%以上又は純資産倍率1.5倍以上)かつ(使用総資本事業利益率10%以上又はインタレスト・カバレッジ・レシオ1.5倍以上) (3) 総資産額5億円以上かつ(自己資本比率15%以上又は純資産倍率1.5倍以上)かつ(使用総資本事業利益率5%以上又はインタレスト・カバレッジ・レシオ1.0倍以上)	運転 設備	会社	45,000	2年以上 7年以内 (年単位)	徴求しない (ただし、20,000万円 超の保証の際は必要) 徴求しない
71	※J 特定研究開発等 関連保証	認定中小企業者	運転	個人・会社	28,000 (30,000)	10年以内	必要に応じ徴求
			設備	組合	48,000 (60,000)	15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求
72	※K 流動資産 担保融資保証 (ABL保証)	流動資産(売掛債権・棚卸資産)を担保として借り入れを行う中小企業者	運転 設備	個人・会社・組合	20,000	根保証:1年間 (更新可) 個別保証:1年以内	売掛債権、棚卸資産に限り徴求する (ただし、棚卸資産は法人のみが対象) 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
73	※L 下請振興関連保証	振興事業を実施する中小企業者	運転 設備	個人・会社・組合	20,000	1年以内 (更新可)	徴求する (ただし、親事業者に対する売掛債権に限る) 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
74	事業再生保証 (DIP保証)	民事再生手続き又は会社更生手続きを申し立てた中小企業者であって、再生/更生計画認可後3年を経過していない者	運転 設備	個人・会社・組合	20,000	10年以内	必要に応じ徴求 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
75	※M 事業再生円滑化 関連保証 (プレDIP保証)	特定認証紛争解決事業者(特定ADR)、中小企業基盤整備機構又は中小企業再生支援協議会が関与する私的整理手続中の中小企業者	運転 設備 (経済産業省令で定められているものに限る)	個人・会社 組合	28,000 48,000	3年以内	必要に応じ徴求 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
76	※N 特定信用状関連保証 (LC保証)	スタンドバイ信用状による海外現地資金調達を行う中小企業者	事業の 振興に 必要な 資金	個人・会社・組合	20,000	1年以内	必要に応じ徴求 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)

制度名		対象	資金 使途	保証限度額(万円) ()は普通・無担保保険以外の合計限度額		保証期間	担保および保証人の徴求 上段：担保 下段：保証人
77	※O 農商工等連携 事業関連保証	認定を受けた農商工等連携事業計画に従って農商工等連携事業を行う中小企業者	運転	個人・会社	28,000 (100,000)	5年以内	必要に応じ徴求 (8,000万円超は原則 担保徴求する)
			設備	組 合	48,000 (140,000)	7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
78	農商工等連携 支援関連保証	認定を受けた農商工等連携支援事業計画に従って農商工等連携支援事業を行う認定一般社団法人および一般財団法人又は特定非営利活動法人	運転	一般社団法人および 一般財団法人、 特定非営利活動法人	28,000	5年以内	必要に応じ徴求 (8,000万円超は原則 担保徴求する)
			設備			7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
79	経営承継関連保証	認定中小企業者 (※組合、士法人は対象外)	運転	個人・会社	28,000	10年以内	必要に応じ徴求
			設備			15年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
80	※P 一括支払契約保証	中小企業者	運転	個人・会社	100,000	1年以内 (更新可)	必要に応じ徴求 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
81	中小企業承継事業 再生関連保証	産業競争力強化法第121条に規定する中小企業承継事業再生計画を主務大臣に提出し、認定を受けた承継事業者である中小企業者に限る(ただし、認定中小企業承継事業再生計画に従って設立される法人を除く)	運転	個人・会社	28,000	10年以内	必要に応じ徴求 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
			設備	組 合	48,000		
82	商店街活性化 事業関連保証	認定を受けた商店街活性化事業計画に従って商店街活性化事業を実施する商店街振興組合等(組合員、所属員を含む)	運転	個人・会社	28,000	5年以内	必要に応じ徴求 (8,000万円超は原則 担保徴求する)
			設備	組 合	48,000	7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
83	商店街活性化 支援関連保証	認定を受けた商店街活性化支援事業計画に従って商店街活性化支援事業を実施する認定商店街活性化支援事業者	運転	一般社団法人および 一般財団法人、 特定非営利活動法人	28,000	5年以内	必要に応じ徴求 (8,000万円超は原則 担保徴求する)
			設備			7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
84	経営革新等 支援関連保証	認定を受けて経営革新等支援業務を実施する一般社団法人および一般財団法人又は特定非営利活動法人	運転	一般社団法人および 一般財団法人、 特定非営利活動法人	28,000	5年以内	必要に応じ徴求 (8,000万円超は原則 担保徴求する)
			設備			7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
85	情報提供支援 関連保証	認定を受けた認定情報提供機関のうち、情報提供業務を実施する一般社団法人又は一般財団法人	運転	一般社団法人および 一般財団法人	28,000	5年以内	必要に応じ徴求
			設備			7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
86	※Q 特定下請連携 事業関連保証	認定を受けた特定下請連携事業計画に従って、特定下請連携事業を行う特定下請事業者	運転	個人・会社	28,000 (40,000)	5年以内	必要に応じ徴求
			設備	組 合	48,000 (60,000)	7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
87	事業再生計画 実施関連保証 (経営改善サポート保証)	再生支援協議会等の中小企業支援機関の指導又は助言を受けて作成した再生計画等に従って事業再生を実行中の中小企業者	運転	個人・会社	28,000	15年以内	必要に応じ徴求 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
			設備 (事業再生 計画の実 施に必要 な資金)	組 合	48,000		

制度名	対象	資金用途	保証限度額(万円) ()は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保および保証人の徴求 上段:担保 下段:保証人
88 連携創業支援 連保	市町が策定し、主務大臣に認定を受けた認定創業支援事業計画に従って市町と連携し創業支援事業を実施する一般社団法人および一般財団法人又は特定非営利活動法人	運転	一般社団法人および 一般財団法人、 特定非営利活動法人 28,000	5年以内	必要に応じ徴求
		設備		7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
89 追認保証	※利用する各制度の取り扱いに準ずる ただし1,000万円を限度とする				
90 借換保証	※借換後の保証に対する制度の取り扱いに準ずる				

(※1)「特定中小企業者」とは、中小企業信用保険法第2条第5項(経営安定関連)1~8号のいずれかの規定に基づき市町長の認定を受けた方のことです。

(注1)

- 普通保証、手形(でんさい)割引根保証、当座貸越(貸付専用型)根保証、経営力強化保証、経営安定関連保証、東日本大震災復興緊急保証、激甚災害保証、労働力確保関連保証、中小小売商業関連保証、商店街整備等支援関連特別、伝統的工芸品支援関連保証、地域伝統芸能等関連保証、流通業務総合効率化関連保証、小規模事業者支援関連保証、特定中小企業再生支援関連保証、経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、周辺地域整備関連保証、特定研究開発等関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、地域産業集積関連保証、中心市街地商業等活性化関連保証、中心市街地商業等活性化支援関連保証(※)、事業再生円滑化関連保証、農工商等連携事業関連保証、農工商等連携支援関連保証、経営承継関連保証、中小企業承継事業再生関連保証、商店街活性化事業関連保証、商店街活性化支援関連保証、経営革新等支援関連保証、情報提供支援関連保証、特定下請連携事業関連保証、事業再生計画実施関連保証、連携創業支援関連保証の保証限度額には、個人・会社、組合又は一般社団法人および一般財団法人(対象中小企業者)とも無担保保険に係わる保証限度額8,000万円(※の中心市街地商業等活性化支援関連保証については16,000万円)が含まれています。
- 一般保証の合計は、普通保証に係わる保証にあっては個人・会社20,000万円、組合40,000万円(無担保保険に係わる保証にあっては、個人・会社、組合とも8,000万円)を超えることができません。
- 特別小口保険に係る保証を利用することができるのは、中小企業者のうち常時使用する従業員の20人(商業又はサービスを主たる事業とする事業者については5人)以下の会社および個人に限ります。なお、常時使用する従業員の数を業種ごとに政令で定める場合は、その政令で定める従業員数以下の会社および個人とします。
- 特別小口保険に係る保証は、無担保・無保証人ですが、他の保証を併用することはできません。
- 激甚災害保証と経営安定関連保証は、一般保証のほかに別枠の利用が可能です。合算で普通保証20,000万円、無担保保証8,000万円(うち無担保保証人保証1,250万円)の範囲内で取り扱います。
また、別枠を利用した場合、激甚災害保証および経営安定関連保証と東日本大震災復興緊急保証合算で普通保証40,000万円(組合の場合は80,000万円)、無担保保証16,000万円(うち無担保保証人保証2,500万円)、最大で56,000万円(組合の場合は96,000万円)が限度となります。

(注2)

愛媛県中小企業振興資金融資制度保証については、融資限度額での取り扱いとなっており、その額を保証限度額欄に表示しております。したがって部分保証方式を選択されている金融機関からの責任共有対象保証の申し込みがあった場合の保証限度額は、表示されている金額に保証割合を乗じた額となりますのでご留意下さい。

(注3)

- ※A破綻金融機関等関連特別保証および※B破綻金融機関等関連特別無担保保証の取り扱いは、平成10年12月24日より「破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時処置法」が終了する日までとなっております。この二制度については、同法第2条第2項の規定に基づく県知事の認定書が必要です。
- ※C地域産業資源活用事業関連保証については、新事業開拓保証に該当する場合には別枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連保証、周辺地域整備関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、特定研究開発等関連保証、農工商等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人40,000万円、組合60,000万円の利用ができます。
また、流動資産担保保険に該当する場合には、別枠として個人・会社・その他法人・組合とも20,000万円の利用ができます。
- ※D海外地域産業資源活用事業関連保証については、海外投資関係保証および経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、農工商等連携事業関連保証の海外投資関係保証に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人40,000万円、組合60,000万円の利用ができます。
- ※E特定新技術事業活動関連保証については、新事業開拓保証ならびに経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、周辺地域整備関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、特定研究開発等関連保証、農工商等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証の新事業開拓保証に該当する別枠を含みます。
- ※F経営革新関連保証については、新事業開拓保証に該当する場合には別枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、周辺地域整備関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、特定研究開発等関連保証、農工商等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人30,000万円、組合60,000万円の利用ができます。

また、海外投資関係保証に該当する場合には、別枠として海外投資関係保証および海外地域産業資源活用事業関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、農工商等連携事業関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人30,000万円、組合60,000万円の利用ができます。

- ※G異分野連携新事業分野開拓関連保証の保証限度額については、以下のとおりとなります。
(新事業開拓保証に該当する場合)
別枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連保証、周辺地域整備関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、特定研究開発等関連保証、農工商等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人40,000万円、組合60,000万円の利用ができます。
(海外投資関係保証に該当する場合)
別枠として海外投資関係保証および海外地域産業資源活用事業関連保証、経営革新関連保証、農工商等連携事業関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人40,000万円、組合60,000万円の利用ができます。
(流動資産担保保険に該当する場合)
別枠として個人・会社・その他法人・組合とも20,000万円の利用ができます。
- ※H周辺地域整備関連保証については、新事業開拓保証に該当する場合には別枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、特定研究開発等関連保証、農工商等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人30,000万円、組合60,000万円の利用ができます。
- ※I中小企業特定社債保証については、保証協会と金融機関の共同保証形式(ただし保証協会の保証は割合は80%)となります。したがって、保証付公募債の発行価格は56,000万円が限度となります。
- ※J特定研究開発等関連保証については、新事業開拓保証に該当する場合は別枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、周辺地域整備関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、農工商等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人30,000万円、組合60,000万円の利用ができます。
- ※K流動資産担保融資保証および※L下請振興関連保証については、保証協会の保証割合は80%となります。したがって、本保証での借入額は各25,000万円が限度となります。
- ※M事業再生円滑化関連保証(特例小口保険利用の場合を除く)および※N特定信用状関連保証については、保証協会の保証割合は80%となります。
- ※O農工商等連携事業関連保証の保証限度額については、以下のとおりとなります。
(新事業開拓保証に該当する場合)
別枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、周辺地域整備関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、特定研究開発等関連保証、特定下請連携事業関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人40,000万円、組合60,000万円の利用ができます。
(海外投資関係保証に該当する場合)
別枠として海外投資関係保証および海外地域産業資源活用事業関連保証、経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人40,000万円、組合60,000万円の利用ができます。
(流動資産担保保険に該当する場合)
別枠として個人・会社・その他法人・組合とも20,000万円の利用ができます。
- ※P一括支払契約保証については、保証協会の保証割合は70%以下となります。したがって、本保証での借入極度額は14億2,800万円が上限となります。
- ※Q特定下請連携事業関連保証については、新事業開拓保証に該当する場合には別枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、周辺地域整備関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、特定研究開発等関連保証、農工商等連携事業関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人40,000万円、組合60,000万円の利用ができます。

信用保証料率表

(平成26年4月1日現在)

(注) 赤色の保証制度は、責任共有制度対象外の保証制度(100%保証)。青色の保証制度は、責任共有制度対象でかつ「部分保証」(80%保証)の保証制度を表しています。(単位：年率%)

区分	制度名	責任共有		責任共有保証料率・保証料率(責任共有外保証料率)									中小企業会計割引の適用	有担保割引の適用	その他任意割引の適用	
		対象	対象外	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分	第6区分	第7区分	第8区分	第9区分				
				部分保証												
一般保証	1 普通保証	○		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○		
	2 特別小口保証(無担保・無保証人)		○					0.85								
	3 小口保証	○		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○		
	4 風俗営業飲食業保証	○		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○		
	5 手形(でんさい)割引根保証	○		1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	○	○		
	6 手形貸付根保証	○		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○		
	提携保証	7 中小企業金融円滑化保証(スムーズ8000)(注8)	○		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○	
		8 小口連携保証(トライアングル1000)	○		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○	
		9 優良ランク保証(バリュー5000)	○		-	-	-	-	-	0.85	0.65	0.45	0.30	○	○	
	全国統一保証	10 事業者カードローン当座貸越根保証	○		1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	○	○	
		11 当座貸越(貸付専用型)根保証	○		1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	○	○	
		12 長期経営資金保証	○		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○	
		13 予約保証(注7)	○		-	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	○	○	
		14 小口零細企業保証(注3)	(下記以外)	○	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50		○	
			予約保証(注7)	○	-	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70		○	
		15 経営力強化保証(注11)	○		1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	0.45	○	○	
16 経営者保証ガイドライン対応保証			○	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	0.50		○		
			○	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	0.45	○	○	
一般保証		17 一般資金	○		1.72	1.55	1.38	1.21	1.00	0.95	0.75	0.55	0.35	○	○	
	18 建設産業短期資金(下記以外)		○		1.72	1.55	1.38	1.21	1.00	0.95	0.75	0.55	0.35	○	○	
	特定中小企業者(注10)	1号~6号	○						0.80							
		7号~8号	○						0.70							
	19 小口資金	(下記以外)	○		1.40	1.26	1.12	0.98	0.80	0.80	0.75	0.55	0.35	○	○	
		特別小口保険利用	○						0.85							
	20 短期資金	○		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○		
	21 小口零細企業資金	(下記以外)	○	1.87	1.70	1.53	1.36	1.15	1.10	0.90	0.70	0.50		○		
		22 経営指導特例	○	1.55	1.41	1.27	1.13	0.95	0.95	0.90	0.70	0.50		○		
	23 チャレンジ企業支援資金	(下記以外)	○		1.72	1.55	1.38	1.21	1.00	0.95	0.75	0.55	0.35	○	○	
		制度保証要綱の融資対象者1に該当するものであって特別保証を利用する者	○						0.70							
	海外投資関係保証を利用する者	○							1.00							
		24 創業等関連資金	○						0.80							
	25 創業関連資金(下記以外)	○							0.80							
		26 支援創業関連保証	○						0.80							
	27 再挑戦支援資金(下記以外)	○							0.80							
28 支援創業関連保証		○						0.80								
29 緊急経済対策特別支援資金	(下記以外)	○		1.72	1.55	1.38	1.21	1.00	0.95	0.75	0.55	0.35	○	○		
	特定中小企業者(注10)	○						0.80								
7号~8号	○							0.70								
	制度保証要綱の融資対象(7)に該当するものであって責任共有対象の者	○		1.55	1.38	1.21	1.00	0.95	0.75	0.55	0.35	0.35	○	○		
制度保証要綱の融資対象(7)に該当するものであって責任共有対象外の者	○		1.70	1.53	1.36	1.15	1.10	0.90	0.70	0.50	0.50	○	○			
30 雇用促進支援資金	○		1.72	1.55	1.38	1.21	1.00	0.95	0.75	0.55	0.35	○	○			
31 建設産業新分野進出等支援資金(下記以外)	○		1.72	1.55	1.38	1.21	1.00	0.95	0.75	0.55	0.35	○	○			
	特定中小企業者(注10)	○						0.80								
7号~8号	○							0.70								
32 災害関連対策資金	○		災害等の発生都度知事が別に定めるところによる									-	-			
市町村制度	33 中小企業振興資金融資制度保証	○		1.66	1.53	1.35	1.17	1.05	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○		
	34 中小企業緊急経営資金融資制度保証	○		1.66	1.53	1.35	1.17	1.05	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○		
	35 中小企業経営安定化資金融資制度保証	特定中小企業者(注10)	○						0.80							
1号~6号		○						0.70								
7号~8号	○															
36 中小企業季節資金融資制度保証	○		1.66	1.53	1.35	1.17	1.05	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○			
37 中小企業設備近代化資金融資制度保証	○		1.66	1.53	1.35	1.17	1.05	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○			
38 小企業特別小口資金融資制度保証	○							0.85								
別枠保証	39 公害防止保証	○						1.00						○		
	40 エネルギー対策保証	○						1.00						○		
	41 海外投資関係保証	○						1.00						○		
	42 新事業開拓保証	(下記以外)	○						1.00						○	
		新事業開拓保険(注4)	○						0.70							
	43 経営安定関連保証(セーフティネット保証)	1号~6号	○						0.80							
		7号~8号	○						0.70							
	特別小口保険利用	○							0.80							
		○							0.80							
	44 東日本大震災復興緊急保証	○						0.80								
	45 創業等関連保証	○						0.80								
	46 創業関連保証	(下記以外)	○						0.80							
		47 支援創業関連保証	○						0.80							
	48 再挑戦支援保証	(下記以外)	○						0.80							
		49 支援創業関連保証	○						0.80							
	中堅企業(破綻金融機関等関連)特別保証	50 破綻金融機関等関連特別保証	協調融資	○					0.75							
51 破綻金融機関等関連特別無担保保証		協調融資	○					0.65								
52 激甚災害保証	○							0.80								
53 労働力確保関連保証	(下記以外)	○						0.70								
	特別小口保険利用	○						0.80								
54 中小小売商業関連保証	(下記以外)	○						0.70								
	特別小口保険利用	○						0.80								
55 商店街整備等支援関連保証	○							1.15					○			
56 伝統的工芸品支援関連保証	○							1.15					○			
57 地域伝統芸能等関連保証	(下記以外)	○						0.70								
	特別小口保険利用	○						0.80								
58 流通業務総合効率化関連保証	(下記以外)	○						0.70								
	特別小口保険利用	○						0.80								

区分	制度名	責任共有		責任共有保証料率・保証料率（責任共有外保証料率）											中小企業会計引用の適用	有担保割引の適用	その他定率要因割引の適用	
		対象	対象外	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分	第6区分	第7区分	第8区分	第9区分						
													部分保証					
59	小規模事業者支援関連保証	○						1.15									○	
60	特定中小企業再生支援関連保証	○						1.15									○	
61	地域産業資源活用事業関連保証	(下記以外)	○					0.70										
		特別小口保険利用		○				0.80										
		流動資産担保保険利用	○					0.68										
		新事業開拓保険利用	○					1.00									○	
62	海外地域産業資源活用事業関連保証	新事業開拓保険(注4)	○					0.70										
		海外投資関係保険利用	○					1.00									○	
		(下記以外)	○					0.70										
		特別小口保険利用		○				0.80										
63	地域産業集積関連保証	○						0.70										
64	中心市街地商業等活性化関連保証	(下記以外)	○					0.70										
		特別小口保険利用		○				0.80										
65	中心市街地商業等活性化支援関連保証	○						0.70										
66	特定新技術事業活動関連保証	(下記以外)	○					1.00									○	
		新事業開拓保険(注5)	○					1.30										
67	経営革新関連保証	(下記以外)	○					0.70										
		特別小口保険利用		○				0.80										
		新事業開拓保険利用	○					1.00									○	
		新事業開拓保険(注4)	○					0.70										
68	異分野連携新事業分野開拓関連保証	海外投資関係保険利用	○					1.00									○	
		海外投資関係保険(注4)	○					0.70										
		(下記以外)	○					1.15									○	
		特別小口保険利用		○				0.85										
69	周辺地域整備関連保証	流動資産担保保険利用	○	○				0.68										
		新事業開拓保険利用	○					1.00									○	
		新事業開拓保険(注4)	○					0.70										
		海外投資関係保険利用	○					1.00									○	
70	中小企業特定社債保証	(下記以外)	○					1.15	1.00	0.80	0.60	0.45					○	○(注6)
		特別小口保険利用		○				0.70										
		流動資産担保保険利用	○					0.80										
		新事業開拓保険利用	○					1.00									○	
71	特定研究開発等関連保証	新事業開拓保険(注4)	○					0.70										
		流動資産担保保険利用	○					0.68										
		新事業開拓保険(注4)	○					1.00									○	
		海外投資関係保険利用	○					1.00										
72	流動資産担保融資保証(ABL保証)	○	○					0.68										
73	下請振興関連保証	○						0.56										
74	事業再生保証(DIP保証)	○						2.20										
75	事業再生円滑化関連保証(フレDIP保証)	(下記以外)	○					1.76										
		特別小口保険利用		○				0.85										
76	特定信用状関連保証(LC保証)	(下記以外)	○					0.70										
		特別小口保険利用		○				0.80										
		流動資産担保保険利用	○					0.68										
		新事業開拓保険利用	○					1.00										
77	農工商等連携事業関連保証	新事業開拓保険(注4)	○					0.70										
		海外投資関係保険利用	○					1.00									○	
		(下記以外)	○					1.15										
		特別小口保険利用		○				0.85										
78	農工商等連携支援関連保証	○						1.15									○	
79	経営承継関連保証	(下記以外)	○					1.15	1.00	0.80	0.60	0.45				○	○	
		特別小口保険利用		○				0.85										
80	一括支払契約保証(注9)	○	○					0.95	0.77	0.63	0.49	0.35					○	
81	中小企業承継事業再生関連保証	○						1.15	1.00	0.80	0.60	0.45				○	○	
82	商店街活性化事業関連保証	(下記以外)	○					0.70										
		特別小口保険利用		○				0.80										
83	商店街活性化支援関連保証	○						1.15									○	
84	経営革新等支援関連保証	○						1.15									○	
85	情報提供支援関連保証	○						1.15										○
86	特定下請連携事業関連保証	(下記以外)	○					0.70										
		特別小口保険利用		○				0.80										
		新事業開拓保険利用	○					1.00									○	
		新事業開拓保険(注4)	○					0.70										
87	事業再生計画実施関連保証(経営改善サポート保証)(注11)	(下記以外)	○					0.70										
		特別小口保険利用		○				0.80										
88	連携創業支援関連保証	○						1.15									○	
89	追認保証(注1)	○						1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○
90	借換保証(注2)	△	△	△				1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	△	△

【補足説明】

(1) 責任共有制度の対象となる制度区分の保証料率（「責任共有保証料率」という）は、保証委託額に対して計算される保証料を貸付金額に対する率で表示したものの、責任共有制度の対象外となる制度区分の保証料率（「保証料率」という）は、保証委託額に対する率である。

(2) 第1区分から第9区分までの区分は、中小企業信用保険法施行令（昭和28年政令第350号）第2条の規定に基づき、中小企業者の財務内容その他の経営の状況を勘案して経済産業省令で定められている保険料率の区分とする。保証料率強化に係る保証制度については、リスク計測モデル（ORIDモデル）により、制度別に第1区分～第9区分の範囲で料率を決定し、これに定性情報を加味して実際に適用する保証料率を決定する。

なお、区分対応する保証において、次のいずれかに該当する事業者については、第5区分（経営力強化保証は第4区分）の保証料率に定性情報を加味して料率を決定する。

①個人その他の法令で定めるところにより貸借対照表および損益計算書を作成する義務を課せられていない事業者であって貸借対照表および損益計算書がないもの

②事業開始後最初の事業年度の決算における貸借対照表および損益計算書がない事業者

③金融機関からの借入れ（当該保険関係に係るものに限り）に係る連帯債務を負担する事業者

(3) 有担保割引の適用幅が「○」の保証制度は、保証協会が所定の担保の提供がある場合、表示の料率から0.10%引き下げる。

(4) 一括支払契約保証を除く保証制度で会計参考を配置していることが確認できる場合、又は、中小企業者会計引用の適用幅が「○」の保証制度で、「中小企業の会計に関する基本要領」の適用状況を確認できる場合、表示の料率から0.10%引き下げる。

(注1) 利用する各保証制度の取り扱いに準ずる。ただし1,000万円を限度とする。

(注2) 借換保証は、利用する各保証制度に定める料率による（割引・割増の有無含む）。

(注3) 小口零細企業保証制度は、利用する保証制度（部分保証制度に限定された保険種別以外）はすべての保険種別＜保険特例含む＞の利用が可能である。また、当座貸越根保証、手形（でんさい）割引根保証等の根保証形式の保証は利用できないに定める料率による。

(注4) 「新事業開拓保険」を利用のものであって、担保（保証人の保証を除く。）を提供させない保証であり、かつその合計額が5,000万円以下の場合の料率である。

(注5) 「新事業開拓保険」の利用のものであって、担保および保証人（法人代表者の保証を除く。）を提供させない保証であり、かつその合計額が2,000万円以下の場合の料率である。

(注6) 協会独自割引として、「経営者」「経営環境」「経営基礎」の3項目についての定性評価を行い評価に応じて0.09%から0.24%表示料率より引き下げる。ただし、最高割引料率の限度あり。

(注7) 「予約保証」については、第1区分該当者は対象外。

(注8) 「中小企業金融円滑化保証」は、愛媛県中小企業振興資金融資制度保証、経営安定関連保証を併用する場合は各保証に定める料率による。

(注9) 「一括支払契約保証」については、保証割合が70%以下となります。なお、保証料率は保証割合70%の場合を例として掲載しております。

(注10) 「特定中小企業者」とは、中小企業信用保険法第2条第5項（経営安定関連）1～8号のいずれかの規定に基づき市町長の認定を受け一方のごとです。

(注11) 「経営力強化保証」「事業再生計画実施関連保証」については、責任共有制度の対象外となる保証付き既借入金（平成19年9月30日以前に保証協会が申し込み受付した保証であって保証割合が100%の保証を含む。）を本制度で借り換える場合（保証付きの既借入金の範囲内の額を借り換える場合に限る。）は、責任共有制度の対象外となります。

『保証協会団信』のお知らせ

今月の保証協会団信実績（平成 26 年 3 月）

平成 21 年 11 月 1 日より保証協会団体信用生命保険制度の取扱いをしております！

◆ 保証協会団体信用生命保険とは

保証協会団体信用生命保険（以下、保証協会団信）とは、信用保証協会の保証付で金融機関から借入を行ったお客様が、その全額を返済されないうちに、死亡もしくは所定の高度障がい状態となった場合に、社団法人全国信用保証協会連合会（以下、連合会）が生命保険会社から受け取る保険金（*）をもとに、加入している借入口について、金融機関に対する債務を弁済する制度です。

これにより、事業の維持安定が可能になるとともに、ご家族の皆様の安心を図ることができます。

（*保証協会団信は連合会が生命保険会社と契約します。お客様は連合会と債務弁済委託契約を締結していただけます。）

愛媛県信用保証協会は、中小企業の皆様への「プラスワンサービス」として保証協会団信の取扱いを開始しました。なお、保証協会団信への加入は中小企業者の皆様の**任意**であり、保証の諾否・金額査定には全く関係ありません。

◆ 保証協会団信加入状況

保証協会団信の平成 26 年 3 月末時点の加入状況は下記の通りです。（生保会社査定後承諾済ベース）

3月件数	3月融資額	累計件数	累計金額	平均融資額	平均年齢
9件	11,720万円	717件	546,042万円	762万円	52.0歳

〈金融機関別〉

金融機関名	3月件数(件)	3月融資額(万円)	累計件数(件)	累計金額(万円)
伊予銀行	4	5,500	209	178,508
四国銀行	—	—	8	11,745
百十四銀行	—	—	9	12,300
阿波銀行	—	—	1	500
広島銀行	—	—	8	7,170
愛媛銀行	1	500	216	171,285
香川銀行	2	5,100	11	14,400
高知銀行	—	—	17	12,747
徳島銀行	—	—	3	1,990
愛媛信金	1	250	151	81,890
東予信金	—	—	45	27,480
川之江信金	—	—	19	16,967
宇和島信金	1	370	20	9,060
合計	9	11,720	717	546,042

言葉で綴る人物像

愛媛巨人列伝

13

Saneyuki Akiyama



※1

バルチック艦隊を破り、日露戦争を勝利に導いた名参謀

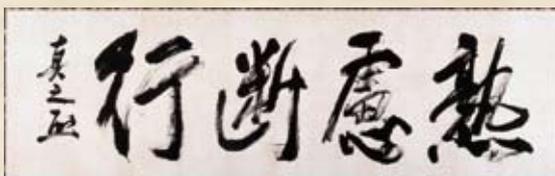
秋山真之

両親を困らせる やんちゃなガキ大将

秋山真之は慶応4(1868)年、松山藩の下級武士、秋山久敬と貞の五男として誕生しました。「日本騎兵の父」と称された秋山好古を兄に持ち、幼なじみには正岡子規がいました。

人格者として知られた9歳年上の好古とは正反対の性格。やんちゃな真之はガキ大将となり、たびたび両親を困らせることもありました。一方さまざまな才能も備えており、なかでも絵は上手だったと言います。

明治16年、子規が上京したことに影響を受け、東京の陸軍にいた好古を頼って上京したのですが、厳しい好古の元で辛い毎日を通り越したようです。やがて真之は子規とともに東京大学予備門に合格。一時は、子規の下宿に転がり込んで寄席などに興じます。しかし、学費の問題や兄の勧めもあって、



※2

「熟慮断行」

じゅく りょ だん こう

「十分に考えをめぐらせた上で、思いきって実行する」の意味。頭脳明晰といわれた真之は、実行する勇気も持ち合わせていた。

海軍兵学校に転学します。

入校時の成績は普通だったものの1年の終わりから卒業までずっとクラスで首席でした。真之は、試験に出る問題を予想するのが得意だったといわれています。「過去の問題、常日頃の教官の特性を見ればその教官の出しそうな問題が予想できる」という真之の言

類いまれな分析力で 日本の勝利に貢献

葉を聞いた同輩が「そんな勉強の仕方は卑怯」と反応したのに対し、「試験は戦いと同じ。戦いには戦術が必要だ」と言ったといういかにも真之らしいエピソードが残っています。

23歳の時に海軍兵学校を卒業した後は練習艦の「比叡」に乗り組み、トルコ・イスタンブール・イギリスなど遠洋航海を経験します。明治27年の日清戦争では通報艦「筑紫」に乗艦し、

偵察などの後方活動に参加しました。明治30年、アメリカへと留学。海外で得た戦略・戦術を海軍大学教官として伝えました。明治37年に始まった日露戦争ではすべての作戦を考案し、当時世界最強と言われたバルチック艦隊を迎え撃つ作戦を立案しました。真之は類いまれな分析



日露戦争後の第1艦隊凱旋記念写真。前列中央が、連合艦隊司令長官・東郷平八郎大将。前列右端が参謀中佐・秋山真之。 ※3

力をもって戦いに臨み、東郷平八郎をして「智謀湧くが如し」と言わしめた名参謀でした。大正2年、海軍省軍務局長となった真之は、多忙を極めましたが家族との時間も大切に、たいそう子煩悩だったと言われています。50歳の若さで亡くなり、親族、知人に囲まれて遺言を残す静かな最期でした。



小説『坂の上の雲』の世界に浸る。主人公の秋山好古、真之、正岡子規たちのゆかりの品などを展示



坂の上の雲ミュージアム

司馬遼太郎の小説『坂の上の雲』をテーマにしたミュージアム。日本を代表する建築家の安藤忠雄氏が松山城周辺の歴史や文化を意識して設計。館内の各階はひと続きのスロープで結ばれ、ゆったり歩きながら、松山出身の3人の主人公の生き方を感じられる展示が行われています。

☎089-915-2600

〒松山市一番町3-20 ©無 (休月曜(祝日の場合は翌日) 9:00~18:30(入館~18:00) 入場料=大人400・高校生、高齢者(65歳以上)200・中学生以下無料/音声ガイド100 ミュージアムカフェ(2F)有



EHIME GUARANTEE

愛媛県信用保証協会

本所

〒790-8651 愛媛県松山市一番町4丁目1番地2 中小企業会館1～3階

■松山事業部／保証一課・保証二課・管理課

TEL 089-931-2118 FAX 089-931-2174

〔業務区域〕 松山市・東温市・伊予市・久万高原町・砥部町・松前町

■総務部／総務課 TEL 089-931-2111(代) FAX 089-931-2107

電算課 TEL 089-931-2115 FAX 089-931-2170

■業務統括部／経営支援室 TEL 089-931-2116 FAX 089-931-1026

保証企画課 TEL 089-931-2114 FAX 089-931-2107

管理推進課 TEL 089-931-2117 FAX 089-931-2107

■監査室 TEL 089-931-2180 FAX 089-931-1026



新居浜支所

〒792-0025

新居浜市一宮町2丁目4番8号 新居浜商工会館2階

保証課 TEL 0897-33-8282 FAX 0897-33-8284

管理課 TEL 0897-33-8292 FAX 0897-33-8293

〔業務区域〕 新居浜市・西条市・四国中央市

今治支所

〒794-0042

今治市旭町2丁目3番地20 今治商工会議所ビル4階

TEL 0898-23-0170 FAX 0898-23-0758

〔業務区域〕 今治市・上島町

八幡浜支所

〒796-8691

八幡浜市1590番地22 八幡浜商工会館4階

TEL 0894-22-2003 FAX 0894-22-3137

〔業務区域〕 八幡浜市・大洲市・西予市・内子町・伊方町

宇和島支所

〒798-0040

宇和島市中央町1丁目9番10号 愛媛新聞ビル5階

TEL 0895-22-6556 FAX 0895-22-6583

〔業務区域〕 宇和島市・鬼北町・松野町・愛南町